

食品と放射能

Q & A

はじめに

東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、食の安全が大きな課題になっています。消費者庁は自治体を支援して、住民が消費する食品の放射性物質を消費サイドで検査し、安全を確かめる取組みを進めています。また、消費者の皆様が、測定結果を正確に理解し、行動していただけるよう、消費者と専門家が共に参加して意見交換するシンポジウムなどを各地で開催しています。

この冊子は、食品等の安全と放射性物質に関して、消費者の皆様が疑問や不安に思われることを、Q&Aによって分かりやすく説明するよう努めました。食の安全・安心の確保と、風評被害防止のお役に立てば幸いです。

消費者庁長官 阿南 久

目次

1 放射能の基礎知識・ 人体への影響



- 問1 放射線、放射能、放射性物質はどう違うのですか。…………… P6
- 問2 放射線は人体へどんな影響を与えるのですか。…………… P7
- 問3 放射能の単位「ベクレル」と「シーベルト」はどう違うのですか。…… P9
- 問4 「外部被ばく」と「内部被ばく」はどう違うのですか。…………… P11
- 問5 放射性物質の半減期とはどういうものですか。
「物理学的半減期」と「生物学的半減期」はどう違うのですか。…………… P13

2 食品の放射性物質に 関する規制



- 問1 食品中の放射性物質の基準値はどのように決められたのですか。… P14
- 問2 食品や飲料水に含まれる放射性物質に関する規制はどのようなものですか。
加工した食品はどのように扱われるのですか。…………… P15
- 問3 「乳児用食品」をどのように見分ければいいのですか。…………… P19
- 問4 農産物はきちんとモニタリング検査が行われているのですか。…… P20
- 問5 食品の出荷制限と摂取制限の仕組みは。…………… P24

3 野菜・果物・茶・ きのこの安全性



- 問1 野菜、果物、茶、きのこの最近の放射性物質検査は、どのような結果に
なっていますか。…………… P25
- 問2 生鮮農産物の原産地表示はきちんと行われているのですか。…… P27
- 問3 野菜をゆでたり洗ったりすると放射線量が減りますか。
家庭菜園の野菜は大丈夫ですか。…………… P28

4 米の安全性



- 問1 お米はきちんと検査されるのですか。…………… P29

5 魚の安全性



- 問1 食品として販売されている水産物の安全性を確保するために
どのような取組がとられているのですか…………… P31
- 問2 生鮮水産物の原産地表示はきちんと行われているのですか。…… P33

6 牛乳・肉・卵の安全性



- 問1 原乳の検査は、どのような結果になっていますか。…………… P 34
- 問2 牛乳の表示のどこをみればその原産地がわかるのですか。…………… P 35
- 問3 肉や卵の検査は、どのような結果になっていますか。…………… P 36
- 問4 飼料はどのように管理されているのですか。…………… P 37

7 野生きのこ・山菜・野生鳥獣の安全性



- 問1 野生きのこについて、検査はどうなっていますか。…………… P 38
- 問2 山菜について、検査はどうなっていますか。…………… P 39
- 問3 いのししなどの野生鳥獣について、検査はどうなっていますか。…… P 40

8 水道水の安全性



- 問1 水道水に含まれる放射性物質の「管理目標」とは
どのようなものですか。…………… P 41
- 問2 水道水について、きちんと検査が行われているのですか。…………… P 42

参考資料

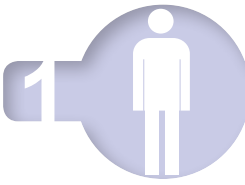
食品中の放射性物質等に関する意識調査結果(抜粋)…………… P 43

9 日常の食生活で摂取する放射性物質



- 問1 私たちは、毎日の暮らしの中で、食品からどのくらいの放射性セシウムを
取り込んでいるのですか。…………… P 46

参考URL…………… P 49

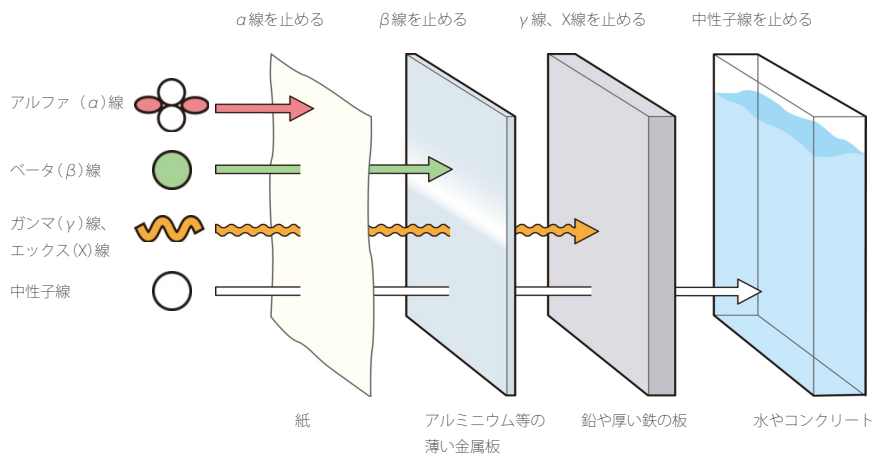


問1 放射線、放射能、放射性物質はどう違うのですか。

答

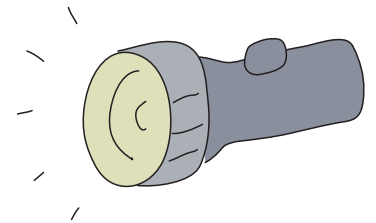
1 「放射線」は物質を透過する力を持った光線に似たもので、アルファ(α)線、ベータ(β)線、ガンマ(γ)線、エックス(X)線、中性子線などがあります。放射線はこれら種類によって物を通り抜ける力が違いますので、それぞれ異なる物質で遮ることができます。

放射線の種類と透過力



出典:資源エネルギー庁「原子力2010」

2 この放射線を出す能力を「放射能」といい、この能力をもった物質のことを「放射性物質」といいます。懐中電灯に例えてみると、光が放射線、懐中電灯が放射性物質、光を出す能力が放射能にあたります。



3 一般に「放射能漏れ」とは「放射性物質漏れ」のことであり、放射線を出す放射性物質が原子力施設の外部に漏れ出すことです。

問2 放射線は人体へどんな影響を与えるのですか。

答

1 私たちは原子力発電所事故とは関係なく、自然界から常日頃ある程度の量の放射線を受けています（世界平均で1人あたり年間2.4mSv(ミリシーベルト)、12ページ参照）。

放射線を受けると、そのエネルギーにより細胞の中のDNA(遺伝子)の一部に損傷を受けますが、生物はDNAの損傷を修復する仕組みを持っていますので、ほとんどの細胞は元に戻ります。また、修復されない細胞のほとんどが細胞死して健康な細胞に入れ替わります。

このため、私たちは常に放射線を受けているにも関わらず、普段の生活では健康への影響を特段意識することなく生活しています。

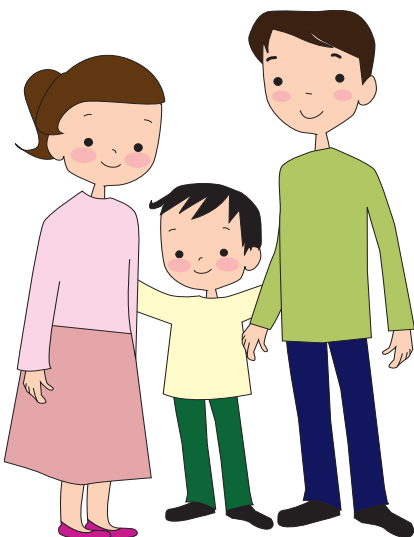
2 しかし、一度に大量の放射線を受けると、細胞死が多くなり、造血器官、生殖腺、腸管、皮膚などの組織に急性の障害が起きるなどの健康影響が生じます。

3 また、急性の障害などが起こらない量の放射線を受けた場合でも、細胞の中のDNA(遺伝子)の一部は損傷を受けているため、ごくまれにその修復に誤りが起き、健康影響が生じることがあります。

追加で受けた放射線の影響については、こうした放射線を受けたグループでの健康影響の発生割合と、受けていないグループで自然に健康影響が発生する割合を比較する方法などにより評価します。

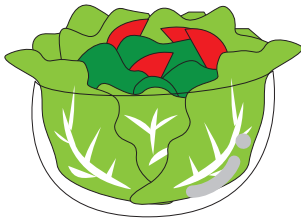
追加で受ける放射線の量が減ると健康影響が起こる割合が下がり、他の要因による影響(次ページの表参照)に隠れてしまうほど低い線量レベルでは、放射線による健康影響を証明することは難しいとされています。

※ 食品衛生法に基づく食品中の放射性物質の基準値を設定した際の考え方は14ページ参照。また、日常生活での影響に関し、実際に各地で購入した食品を検査し、含まれていた放射性セシウムからその食品を1年間食べたときに受ける放射線の線量を推計した結果は46ページ参照。



参考

健康影響の例(放射線と他の発がん要因との比較)



| | |
|----------------------|------------------------------|
| 喫煙 | 1,000 ~ 2,000 mSv(ミリシーベルト)相当 |
| 肥満 ^(注1) | 200 ~ 500 mSv(ミリシーベルト)相当 |
| 受動喫煙 ^(注2) | 100 ~ 200 mSv(ミリシーベルト)相当 |
| 野菜不足 ^(注3) | 100 ~ 200 mSv(ミリシーベルト)相当 |



注1) BMI (身長と体重から計算される肥満指数) 23.0 ~ 24.9のグループに対し、BMI30以上のグループのリスク

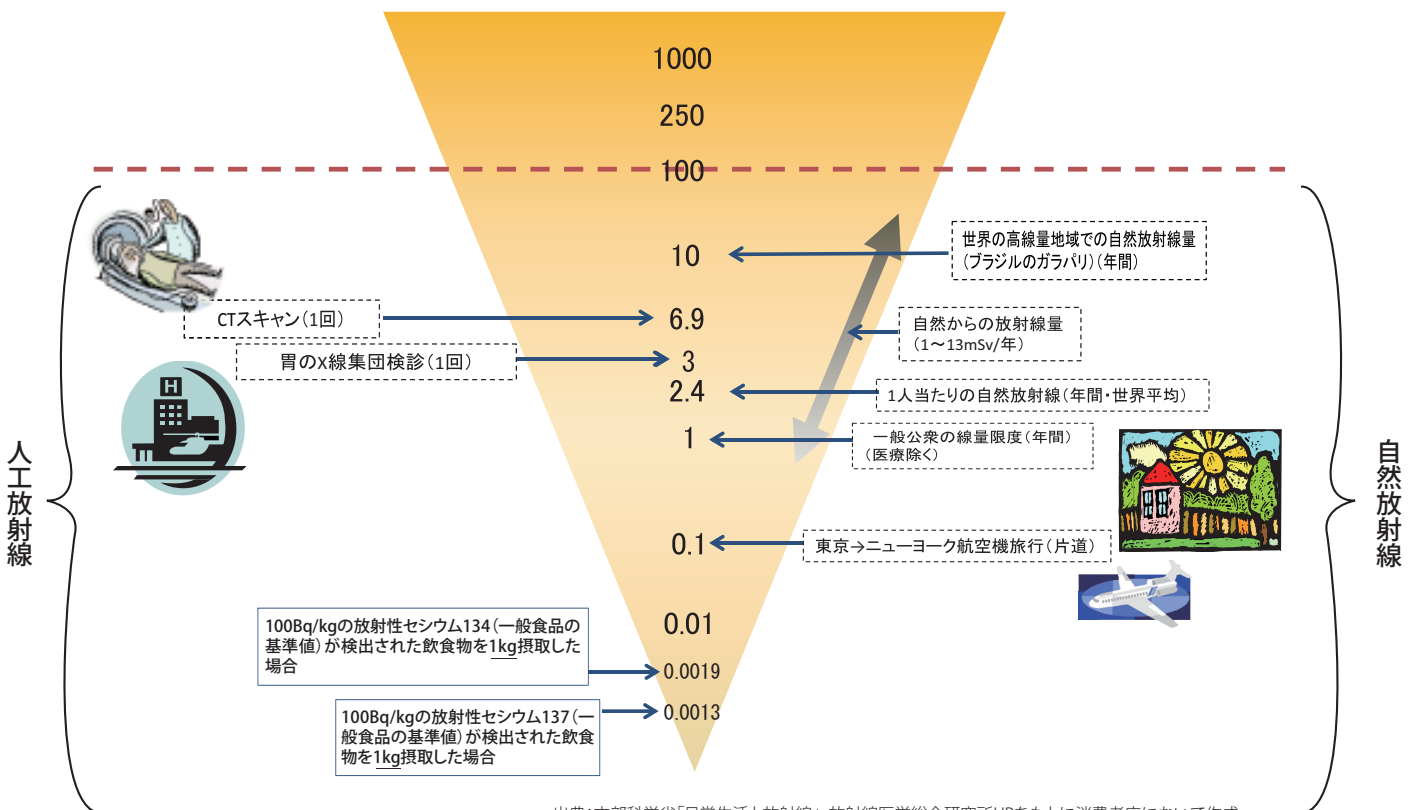
注2) 夫が非喫煙者である女性のグループに対し、夫が喫煙者である女性のグループのリスク。

注3) 1日当たり420gの摂取のグループに対し、1日当たり110g摂取のグループのリスク(中央値)。

出典:「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」

参考

日常生活と放射線(単位:mSv(ミリシーベルト))



出典: 文部科学省「日常生活と放射線」、放射線医学総合研究所HPをもとに消費者庁において作成

問3 放射能の単位「ベクレル」と「シーベルト」はどう違うのですか。

答

1 全ての物質は、原子が集まってできています。その中心には原子核があり、その回りを電子が回っています。

2 放射線は、ある特定の原子核が別の原子核に変化(崩壊)する際に放出されます。1 Bq(ベクレル) ※1は、1秒間に1個の原子核が崩壊して放射線を出す放射能の量で、数値が大きいほど、放射線を放出して崩壊する原子核の数が多いことになります。

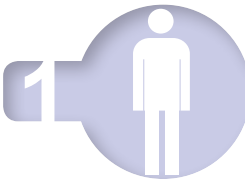
3 ただし、放射性物質の種類によって放出される放射線の種類や強さが異なりますので、Bq(ベクレル)で表した放射能が同じ数値であっても、放射性物質の種類が違えば、人の体に与える影響の大きさは異なります。

このため、人間が放射線を受けた場合の影響度を示す共通の単位として「Sv(シーベルト)」という単位を設けて、人体への影響を統一的に表せるようにしています。Sv(シーベルト)の数値が同じであれば、人体に与える影響の程度は同じということです。

Bq(ベクレル)からSv(シーベルト)は、放射性物質の種類ごとに示された係数※2を使って次ページのように換算します。

※1 : Bq(ベクレル)の単位が使われる以前には、Ci(キュリー)という単位が使われており、1 Ci(キュリー) = 3.7×10^{10} Bq(ベクレル)で換算できます。

※2 : この係数を「実効線量係数」(単位: mSv/Bq)といい、放射性物質の種類(核種)や影響を受ける方の年齢、摂取経路毎に示されています。国際放射線防護委員会(ICRP)によって示された成人、経口摂取の場合の実効線量係数は、セシウム134では 1.9×10^{-5} 、セシウム137では 1.3×10^{-5} です。



(例) 食品 1 kg 当たり 10Bq (ベクレル) のセシウム134と 20Bq (ベクレル) のセシウム137が含まれていた場合

$$\begin{aligned} & 10 \times 1.9 \times 10^{-5} (\text{セシウム134の換算}) + 20 \times 1.3 \times 10^{-5} (\text{セシウム137の換算}) \\ & = 0.00019 \text{mSv (ミリシーベルト)} * 3 + 0.00026 \text{mSv (ミリシーベルト)} * 3 \\ & = 0.00045 \text{mSv (ミリシーベルト)} * 3 \end{aligned}$$

※ 3 : mSv (ミリシーベルト) は、Sv (シーベルト) の 1/1,000 です。また、 μ Sv (マイクロシーベルト) は、Sv (シーベルト) の 1/1,000,000 (百万分の 1) です。

人体への影響の試算：ベクレルからシーベルトへの換算

ベクレル (Bq) : 放射線を出す能力を表す単位

シーベルト (Sv) : 人が放射線を受けたときの影響の程度を表す単位

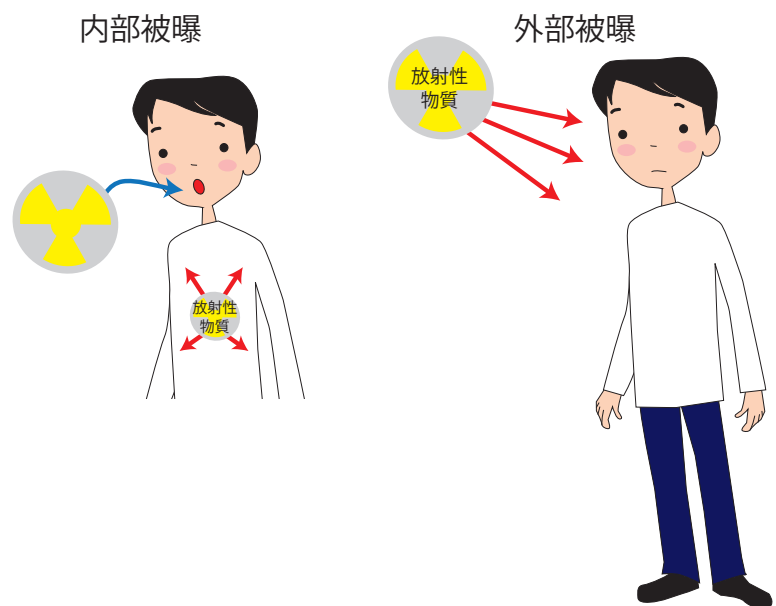
| セシウム-134 | |
|--------------|---------------|
| ベクレル (Bq/kg) | ミリシーベルト (mSv) |
| 100 | 0.00190 |
| 90 | 0.00171 |
| 80 | 0.00152 |
| 70 | 0.00133 |
| 60 | 0.00114 |
| 50 | 0.00095 |
| 40 | 0.00076 |
| 30 | 0.00057 |
| 20 | 0.00038 |

| セシウム-137 | |
|--------------|---------------|
| ベクレル (Bq/kg) | ミリシーベルト (mSv) |
| 100 | 0.00130 |
| 90 | 0.00117 |
| 80 | 0.00104 |
| 70 | 0.00091 |
| 60 | 0.00078 |
| 50 | 0.00065 |
| 40 | 0.00052 |
| 30 | 0.00039 |
| 20 | 0.00026 |

問4 「外部被ばく」と「内部被ばく」はどう違うのですか。

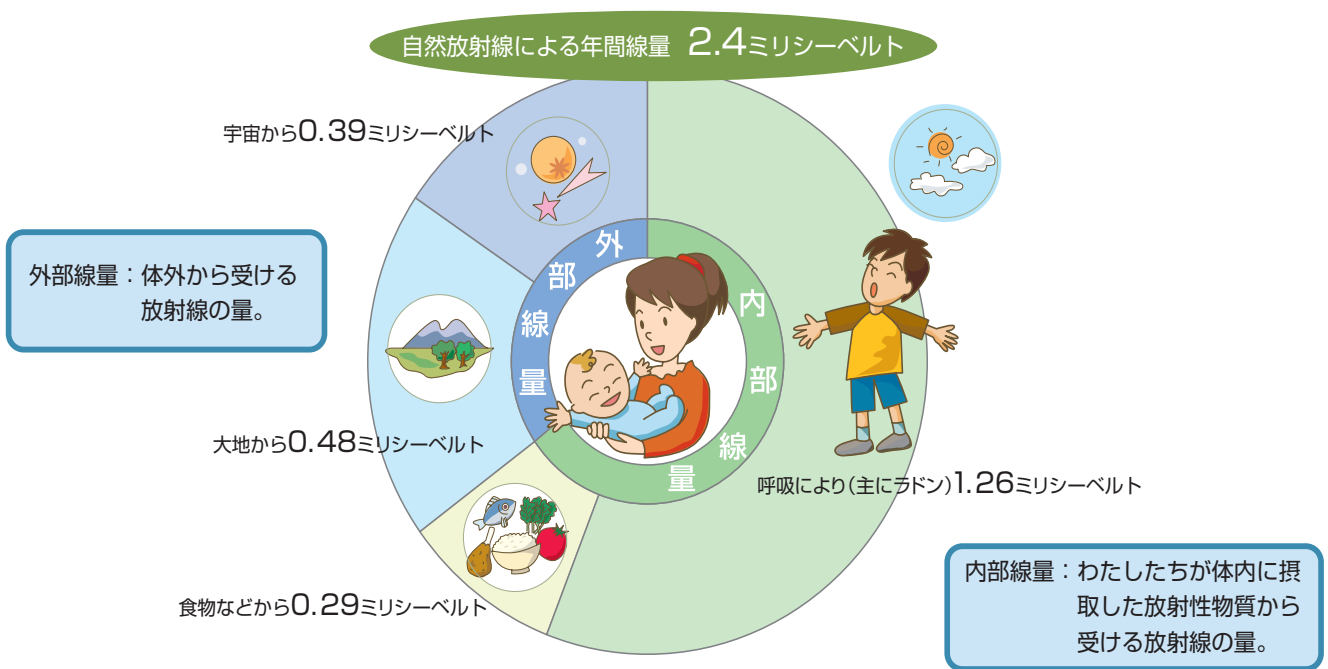
答

- 1 放射線を被ばくする形態に、「外部被ばく」と「内部被ばく」があります。「外部被ばく」とは、体の外にある放射性物質から放出された放射線を受けることです。
- 2 これに対し、「内部被ばく」とは、放射性物質を含む空気、水、食物などを摂取して、放射性物質が体内に取り込まれることによって起こります。体内に取り込まれる主な経路には、①飲食で口から（経口摂取）、②空気と一緒に（吸入摂取）、③皮膚から（経皮吸収）、④傷口から（創傷侵入）の4通りがあります。
- 3 「外部被ばく」は、放射性物質から離れてしまえば、被ばく量が減ります（例えば、距離が2倍になれば被ばく量は1/4になります。）。「内部被ばく」は放射性物質が体内にあるため、体外にその物質が排出されるまで被ばくが続きます。（13ページ参照）
- 4 なお、次ページの図のとおり、私たちは日常の生活の中でも自然放射線によって「外部被ばく」と「内部被ばく」をしています。原子力発電所事故によって放出された放射性物質から放射線を受けると、自然放射線に加えて被ばくすることになります。



参考

■わたしたちが1年間に受ける自然放射線■ 一人当たりの年間線量(世界平均)

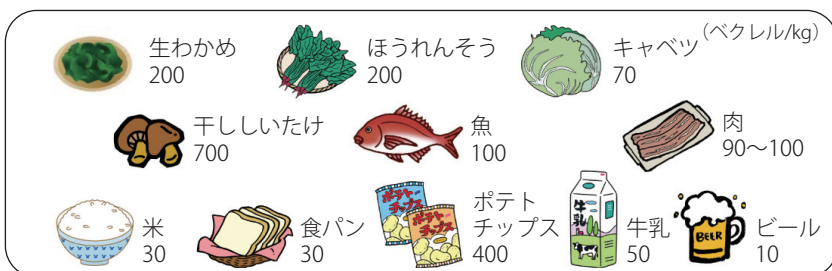


出典：資源エネルギー庁「放射線とくらし」

■天然の放射性物質による被ばく■

天然の放射性物質は、これまでも食品中に含まれていました。もっとも多いのは、カリウム40です。人の体内にも、放射性物質が常に存在しています。

食品中のカリウム40のおおよその量



データの出典：放射線医学総合研究所資料ほか

体内に存在する天然の放射性物質

| | |
|------------------------------|--------|
| 日本人男性 (体重約65kg) の場合 (ベクレル/人) | |
| カリウム40 | 約4,000 |
| 炭素14 | 約3,600 |
| その他 | 約 300 |
| 合計 | 約7,900 |

出典：食品安全委員会資料より改変

問5 放射性物質の半減期とはどういうものですか。「物理学的半減期」と「生物学的半減期」はどう違うのですか。

答

- 1 放射性物質は、自然界に永遠に残るものではありません。放射性物質は放射線を放出して別の原子核に変化して、最終的には放射性物質でなくなります。元の放射性物質の原子核の個数が全体の半分に減少するまでの時間は種類によって違い、例えばヨウ素131の場合は約8日、セシウム137は約30年です。これを「物理学的半減期」と呼んでいます。
- 2 一方、食品などと一緒に体内に取り込まれた放射性物質は、体内で一部血中に入り、呼気や汗、あるいは便や尿などの排せつにより体外に出されます。こうした過程により体内の放射性物質が半分に減少するまでの時間を「生物学的半減期」と呼んでいます。
- 3 生物学的半減期はおおよそ、ヨウ素131では乳児で11日、5歳児で23日、成人で80日です。セシウム137では1歳までは9日、9歳までは38日、30歳までは70日、50歳までは90日です。
したがって、例えば、物理学的半減期が30年と長いセシウム137が体内に取り込まれた場合でも、約3か月でその半分は体外へ排出されます(50歳の場合)。
- 4 放射性物質の物理学的半減期は、放射性物質の種類によって決まり、調理等の加熱処理などには影響を受けません。汚染された食品を冷凍した場合も、物理学的半減期は同じです。

参考

セシウム ———— 放射性物質としてのセシウムは主に11種類あることが知られています。セシウム134、セシウム137は人工放射性物質で、核分裂によって生成し、物理学的半減期はそれぞれ約2年と約30年です。体内に残存する際、特定の臓器に蓄積する性質(親和性)はありません。

ストロンチウム — ストロンチウムのうち、放射性同位体としては、ストロンチウム89及びストロンチウム90が知られています。これらは核分裂により生成し、物理学的半減期はそれぞれ約51日と約29年です。口から摂取されたストロンチウムのおよそ20%が消化管から吸収されます。また、体内のストロンチウムの99%は骨に蓄積します。

プルトニウム ———— プルトニウムは超ウラン元素の一つであり、原子炉の中で、ウランより生成されます。プルトニウムには数種類の放射性物質があり、物理学的半減期は約5時間～ 8.26×10^7 年と種類によって大きく異なります。口から摂取されたプルトニウムは消化管ではほとんど吸収されません(0.05%)。また、皮膚からもほとんど吸収されません。しかし、一部吸収され血中に入ったプルトニウムは、主に肝臓と骨に蓄積し、長期間残留します。その生物学的半減期は肝臓で20年、骨で50年程度です。



問1 食品中の放射性物質の基準値はどのように決められたのですか。

答

1 我が国の食品安全委員会は、食品健康影響評価の結果として、内部被ばくによる影響の可能性が見出されているのは、生涯における追加※の累積の実効線量がおおよそ100 mSv(ミリシーベルト)以上としています。

さらに、100 mSv(ミリシーベルト)未満の健康影響については、他の要因の様々な影響と明確に区分できない可能性があること等から、健康影響について言及することは困難であると結論付けています。

これを踏まえて、現行の基準値は、食品から受ける放射線量が年間1mSv(ミリシーベルト)を超えないようにとの考えの下に設定されています。

※ 自然放射線(我が国では1.5 mSv(ミリシーベルト)/年)や医療被ばくなどの通常の一般生活において受ける放射線量を除いた分。

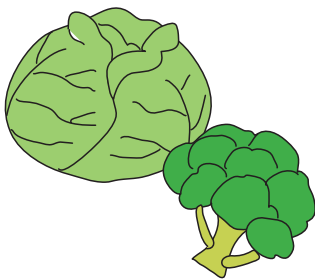
2 この値は、国際的な食品の規格を定めているコーデックス委員会(世界保健機関(WHO)と国連食糧農業機関(FAO)の合同機関)が、国際放射線防護委員会(ICRP)の見解を踏まえて定めている、これ以上放射線防護対策を講じる必要がないとされる値です。

※ 実際に各地で購入した食品を検査し、含まれていた放射性セシウムから、その食品を1年間食べたときに受ける放射線の線量を推計した結果は46ページ参照。



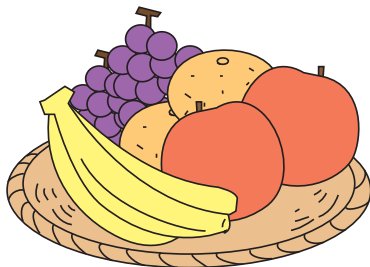
問2 食品や飲料水に含まれる放射性物質に関する規制はどのようなものですか。加工した食品はどのように扱われるのですか。

答



1 平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を受け、厚生労働省は同年3月17日、食品の安全性を確保するための緊急時の対応として、当時の原子力安全委員会が定めていた「原子力災害時における飲食物摂取制限に関する指標」を食品衛生法上の暫定規制値として決めました。

2 その後、食品安全基本法の定める手続の下、食品安全委員会における食品健康影響評価をはじめ、厚生労働省、文部科学省及び消費者庁の審議・協議等を経て、食品衛生法に基づく放射性物質の基準値が定められ、平成24年4月1日から施行されています。



放射性セシウムの暫定規制値

| 食品群 | 暫定規制値 (Bq/kg) |
|--------------|---------------|
| 飲料水 | 200 |
| 牛乳・乳製品 | |
| 野菜類 | 500 |
| 穀類 | |
| 肉・卵・魚 その他 | |



放射性セシウムの基準値

| 食品群 | 基準値 (Bq/kg) |
|-------|-------------|
| 飲料水 | 10 |
| 牛乳 | 50 |
| 一般食品 | 100 |
| 乳児用食品 | 50 |

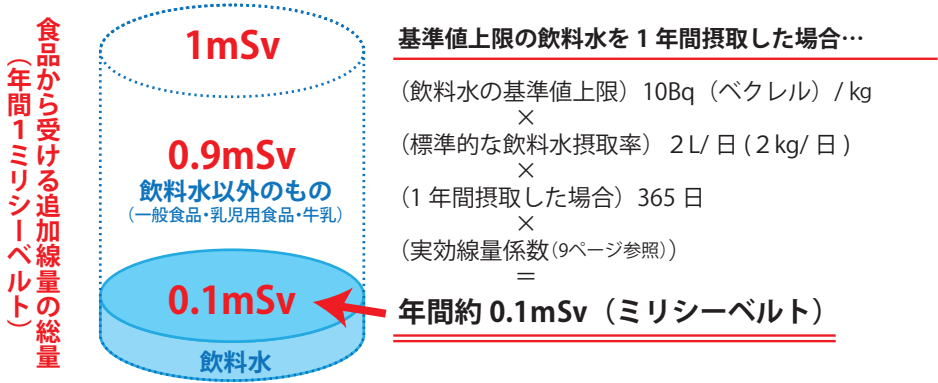
答

3 この基準値は、食品から追加的に受ける放射線量の総量が年間 1 mSv (ミリシーベルト) を超えないようにとの考えの下に設定されています (詳しくは14ページを参照)。

4 まず、飲料水は、全ての人が毎日摂取するもので代替ができず、その摂取量も大きく、WHO (世界保健機関) が飲料水中の放射性物質のガイダンスレベルを示していること等から、これと同じ値である10Bq (ベクレル) /kgとしました。

この飲料水の基準値に、標準的なWHOの飲料水摂取率 (2リットル/日) を勘案すると、飲料水から追加的に受ける放射線量は年間約0.1 mSv (ミリシーベルト) と計算されます。

このため、食品から追加的に受ける放射線量の総量を年間 1 mSv (ミリシーベルト) を超えないようにするためには、飲料水以外の食品から追加的に受ける年間の放射線量が約0.9 mSv (ミリシーベルト) を超えないようにしなくてはなりません。



5 飲料水以外のものについては、「一般食品」「乳児用食品」「牛乳」に分けています。

加工食品も含む一つの区分として「一般食品」としたのは、

- ① 個人の食習慣の違い(ご飯好き、パン好き、肉好き、野菜好き等)の影響を最小限にすること、
- ② 消費者にとって分かり易いこと、
- ③ 食品の国際基準を策定するコーデックス委員会等の国際的な考え方や整合することを考慮したためです。

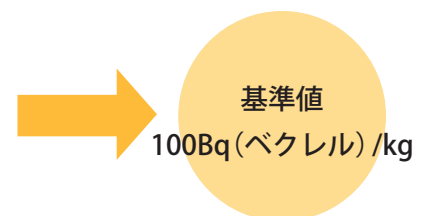


6 年齢区分別の食品の摂取量と放射性物質の健康に与える影響を考慮し、年齢区分・男女別の限度値(仮に食品の50%※がそのレベルの放射性物質を含んでいて、それを食べ続けても追加的に受ける年間の放射線量が約0.9 mSv(ミリシーベルト)を超えない値)を割り出すと以下の表のようになります。その中で最も厳しい限度値から、一般食品の「基準値100Bq(ベクレル)/kg」を決定しました。これにより、どの年齢の人も考慮された基準となっています。

※ 我が国の食料自給率などを考慮し、流通する食品の50%が汚染されている想定としています。

年齢区分別の摂取量と放射性物質の健康に与える影響を考慮し限度値を算出

| 年齢区分 | 摂取量 | 限度値(Bq/kg) |
|---------|------|------------|
| 1歳未満 | 男女平均 | 460 |
| 1歳～6歳 | 男 | 310 |
| | 女 | 320 |
| 7歳～12歳 | 男 | 190 |
| | 女 | 210 |
| 13歳～18歳 | 男 | 120 |
| | 女 | 150 |
| 19歳以上 | 男 | 130 |
| | 女 | 160 |
| 妊婦 | 女 | 160 |



※ 年齢が小さくなるほど限度値が大きくなる傾向があるのは、食品中の主たる存在核種が放射性セシウムとなる現状において、年齢区分ごとの線量係数の差よりも、食品摂取量の差の方が限度値の計算に大きく寄与しているためです。





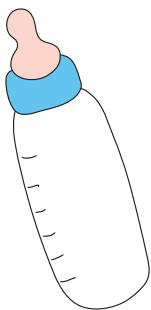
7 さらに、1歳未満の乳児が食べる「乳児用食品」と子どもの摂取量が極端に多い「牛乳」は、食品安全委員会が行った食品健康影響評価において、「小児への配慮」が求められていることから、合理的に可能な範囲で消費者にも分かり易い形ではっきり示すためにそれぞれ特別に設定しています。これらの2区分は、流通品のほとんどが国産であるという実態から、一般食品の基準値の半分である50Bq(ベクレル)/kgとしています。

8 このように安全な基準値を設定するために様々な前提条件を考慮しましたが、基準値上限の放射性物質を含む食品を食べ続けるというような状況は現実的ではありませんので、実際には、食品から追加的に受ける放射線量はずっと小さい値となっています(詳しくは46ページを参照)。

9 なお、乾燥きのこ類など、原材料を乾燥させ、水戻しを行ってから食べる食品については、原材料である生の状態と、乾燥品から水戻しして食べる状態で、一般食品の基準値100Bq(ベクレル)/kgを適用します。

のり、煮干し、するめ、干しぶどうなど原材料を乾燥させ、そのまま食べる食品は、原材料の状態と製造、加工された状態(乾燥した状態)それぞれで一般食品の基準値100Bq(ベクレル)/kgを適用します。

一般的なお茶は、飲む状態で飲料水の基準値10Bq(ベクレル)/kgを適用します(ただし、紅茶、ウーロン茶などの発酵させて作ったお茶は、茶の状態一般食品の基準値100Bq(ベクレル)/kgを適用します。)。抹茶や、茶葉をそのまま粉碎した粉末茶については、粉末の状態一般食品の基準を適用します。



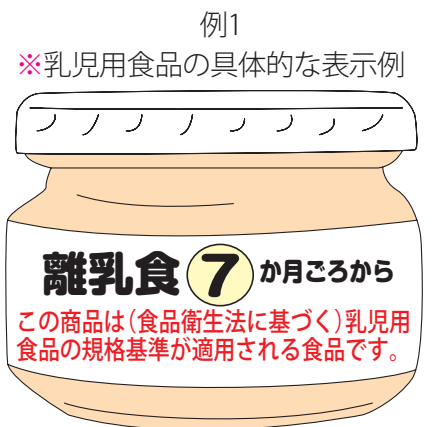
問3 「乳児用食品」をどのように見分ければいいのですか。

答

1 食品衛生法に基づく食品中の放射性物質の基準値では、乳児用食品（乳児（1歳未満）の飲食に供することを目的として販売するもの。）に一般食品より低い基準値（乳児用食品：50Bq(ベクレル)/kg、一般食品：100Bq(ベクレル)/kg）が適用されています。

2 しかしながら、当該乳児用食品については、商品によっては、外見上、消費者が乳児用食品の規格基準が適用される商品であるか否かを必ずしも判別することができない場合が想定されます。このことから、消費者が食品を購入する際にその食品が乳児用食品又は一般食品のいずれの基準値が適用される食品であるかを判別した上で商品選択ができるよう、厚生労働省の規格基準を踏まえて、消費者庁が乳児用食品に係る表示基準を策定しました。

- 3 具体的には、
- ①乳児用食品の規格基準が適用される食品に、その旨を表示することとしました。（→「乳児用規格適用」や「この商品は（食品衛生法に基づく）乳児用食品の規格基準が適用される食品です」等も可）。(例1 参照)
 - ②乳児用食品の規格基準が適用される食品が容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略することができることとしました。（→この省略規定の対象食品は、いわゆる「粉ミルク」のみです）。(例2 参照)
 - ③乳児用食品の規格基準が適用されない食品には、乳児用規格適用食品である旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならないこととしました。



- 4 乳児用食品に係る表示基準は、平成24年8月1日から実施しました。ただし、平成25年12月31日までに製造され、加工され、又は輸入される、乳児用食品の規格基準が適用される食品については、経過措置として、従前の表示のままでも販売することができるものとされています。なお、紛らわしい表示の禁止については、平成25年1月1日から実施しました。



問4 農産物はきちんとモニタリング検査が行われているのですか。

答

- 1 食品中の放射性物質に関する検査は、原子力災害対策本部(本部長：内閣総理大臣)が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(平成25年3月19日改正)」を踏まえ、厚生労働省が示した「地方自治体の検査計画」に基づき、各都道府県で実施されています。
- 2 各都道府県で実施された食品中の放射性物質の検査結果は、厚生労働省が集約し公表しています。

参考

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(平成25年3月19日改正)」(抜粋)

II 地方自治体の検査計画

1 (略)

2 対象自治体

平成24年4月以降の検査結果等を踏まえて、検査対象品目毎に別表の通り定めるほか、放射性物質の検出状況等を踏まえ、別途指示する。

また、別表に掲げる自治体においては、検査対象として指定されていない他の品目についても、必要に応じて計画的に検査を実施する。

3 検査対象品目

下記の品目とし、過去の検出値(Ge検出器による精密検査によるもの)等に基づき、生産者、製造加工者の情報が明らかなものを対象として選択する。なお、以下

(1)、(2)及び(4)に掲げる品目は、平成24年4月1日から平成25年2月28日までの検査結果に基づくものであり、平成25年3月1日以降該当する品目についても対象とする。

(1) 基準値を超える放射性セシウムが検出された品目

ア 野菜類(露地物を優先して選択。たけのこ等自生・栽培が両方出荷されている品目は、「ウきのこ・山菜類等」を含む。)

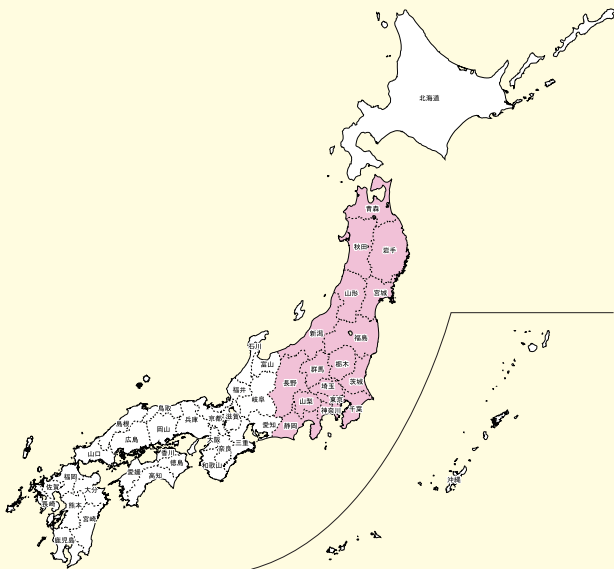
レンコン、クワイ、アシタバ

イ 果実類(露地物を優先して選択)

ミカン、ユズ、ウメ、ブルーベリー、クリ

ウきのこ・山菜类等(露地物を優先して選択。栽培物を含む。)

原木しいたけ(露地栽培及び施設栽培)、原木なめこ(露地栽培)、原木くりたけ(露地栽培)、原木ひらたけ(露地栽培)、原木むきたけ(露地栽培)、原木ぶなはりたけ(露



地栽培)、野生きのこ類、あけび、うわばみそう(みず)、くさそてつ(こごみ)、くるみ、こしあぶら、さんしょう、せり、ぜんまい、たけのこ、たらのめ、花わさび、ふき、ふきのとう、みょうが、もみじがさ(しどけ)、やまぐり、わらび

エ 肉類

牛肉、豚肉、馬肉

オ 野生鳥獣の肉類

イノシシ、カルガモ、キジ、クマ、シカ、ノウサギ、マガモ、ヤマドリなどの肉

カ 穀類、豆類

米、大豆、そば、小豆

キ 茶

- (2) 基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目((1)に掲げる品目を除く。)

ア 野菜類(露地物を優先して選択。たけのこ等自生・栽培が両方出荷されている品目は、「ウきのこ・山菜類等」に含む。)

カボチャ、ジネンジョ、シソ(実)、エゴマ(実)

イ 果実類(露地物を優先して選択)

ナツミカン等その他のかんきつ類、カキ、キウイフルーツ、ギンナン

ウきのこ・山菜類等(露地物を優先して選択。栽培物を含む。)

原木まいたけ(露地栽培)、菌床しいたけ(施設栽培)、菌床なめこ(施設栽培)、菌床まいたけ(施設栽培)、菌床エリンギ(施設栽培)、いわたけ、行者にんにく、くさぼけ、ねまがりたけ、またたび、わさび(葉)、わさび(根茎)

エ はちみつ

- (3) 飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目
ア 乳(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び群馬県で検査対象とする。)

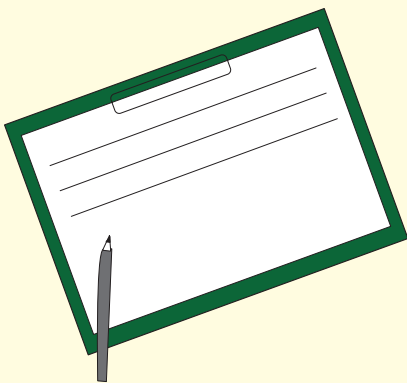
イ 牛肉(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県で検査対象とする。)

- (4) 水産物(基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目)(以下に示すものは品目群による表記である。具体的な品目群とこれに対応する品目は別添参考の「水産物の類別分類」を参照。(別添略))

ア 海産魚種(福島県、宮城県、茨城県、岩手県、千葉県、青森県(マダラに限る。))及び北海道(マダラに限る。)で検査対象とする。)

アジ類、サヨリ、ヒラメ、カレイ類(2群)、アイナメ、メバル・ソイ・カサゴ類(2群)、サメ・エイ類、マダラ、スケトウダラ、エゾイソアイナメ、アンコウ類、ホウボウ類・ニベ・グチ類・トクビレ類・ナガツカ、タイ類(クロダイ類除く)・マトウダイ、クロダイ類・ウミタナゴ・ボラ、スズキ、フグ類、アナゴ類、マゴチ、イカナゴ(親)、ウニ類

イ 内水面魚種(基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した自治体で検査対象とする。)





ワカサギ、イワナ・ヤマメ・マス類、コイ類・フナ類・ウグイ・モツゴ類・ドジョウ、ウナギ、アユ、バス類、ナマズ類、無脊椎動物

(5) 計画策定の際に考慮する品目

ア 国民の摂取量を勘案した主要品目

(参考) 国民健康・栄養調査の摂取量上位品目(平成22年調査より)

米、飲用茶、牛乳、ダイコン・キャベツ・ハクサイ・タマネギ・キュウリ等の淡色野菜、ニンジン・ホウレンソウ・トマト等の緑黄色野菜、卵、豚肉、ジャガイモ・サツマイモ・サトイモ等のイモ類、かんきつ類、リンゴ・ブドウ・ナシ等の果実類、魚介類、きのこ類、鶏肉、牛肉、藻類等

イ 生産状況を勘案した主要農林水産物

(6) 当該自治体において、平成24年4月1日以降に出荷制限を解除された品目((1)から(4)に掲げる品目に限る。)

(7) 市場において流通している食品(生産者及び製造・加工者の情報が明らかなもの)

(8) 乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜類及び乾燥果実類等乾燥して食用に供されるもの(水戻しして基準値(100Bq/kg)が適用される食品を除く。)等の加工品

(9) 被覆資材の不適切な保管・使用等の生産管理の不備が原因で基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出されたと考えられる品目

(10) 検出状況等に応じて国が別途指示する品目

(参考1) 米ぬか及び菜種等の油脂原料の検査を行う場合には、加工後の油脂の検査を行い、管理する。

(参考2) (8)の加工品は必要に応じて原料又は製品で検査を行い管理する。

4 検査対象市町村等の設定

(略)

5 検査の頻度

品目の生産・出荷等の実態に応じて計画し、定期的(原則として曜日などを指定して週1回程度)に実施すること。野生のきのこ・山菜のように収穫時期が限定されている品目については、収穫の段階で検査を実施する。II 3の(3)の検査は、乳については2週間に1回以上、牛肉については農家ごとに3か月に1回程度とする。

水産物の検査は、原則として週1回程度とし、漁期のある品目については、漁期開始前に検査を実施し、漁期開始後は週1回程度の検査を継続する。また、II 3の(4)アの北海道、青森県、岩手県及び千葉県の海産水産物の検査及びII 3の(4)イの埼玉県、神奈川県及び新潟県の内水面魚種の検査については、過去の検査結果を考慮して検査の頻度を設定する。

ただし、基準値を超える又は基準値に近い放射性物質が検出された場合は検査頻度を強化する。また、検査頻度については、必要に応じて国が自治体に別途指示することがある。

対象自治体及び検査対象品目

| 検査対象品目 | 検査対象自治体 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| | 青森県 | 岩手県 | 秋田県 | 宮城県 | 山形県 | 福島県 | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 千葉県 | 埼玉県 | 東京都 | 神奈川県 | 新潟県 | 山梨県 | 長野県 | 静岡県 |
| (1)アの野菜類 | | ◎ | | | | ○ | | ◎ | | | | ◎ | | | | | |
| (2)アの野菜類 | | | | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | |
| (1)イの果実類 | | | | ◎ | | ◎ | | ◎ | | ◎ | | | | | | | |
| (2)イの果実類 | | | | | | ○ | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| (1)ウのきのこ・山菜類等 | ◎ | ◎ | □ | ◎ | □ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| (2)ウのきのこ・山菜類等 | □ | ○ | □ | ○ | □ | ○ | □ | ○ | ○ | □ | ○ | □ | □ | □ | □ | □ | □ |
| (1)エの肉類 | | ○ | | ◎ | | ◎ | ○ | ◎ | ◎ | ○ | | | | | | | |
| (1)オの野生鳥獣の肉類 | □ | ◎ | □ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | □ | □ | ◎ | ○ | ◎ | □ |
| (1)カの穀類、豆類 | | ◎ | | ◎ | | ◎ | □ | ○ | □ | ○ | | | | | | | |
| (1)キ茶 | | ◎ | | ○ | | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | | | | | |
| (2)エはちみつ | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| (3)ア乳 | | □ | | □ | | □ | □ | □ | □ | | | | | | | | |
| (3)イ牛肉 | | □ | | □ | | □ | □ | □ | □ | □ | | | | | | | |
| (4)ア海産魚種 | ◎ | ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ | | | ◎ | | | | | | | |
| (4)イ内水面魚種 | | ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | ◎ | ◎ | | | |
| (5)ア 摂取量上位品目 | 各自治体において計画的に実施。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5)イ 主要産品 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (6)出荷制限解除品目 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (7)市場流通品 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (8)乾燥して食用に供されるもの等の加工品 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (9)生産管理の不備が原因で基準値の1/2を超過したと考えられる品目 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注1) 平成24年4月1日から平成25年2月28日までの検査結果に基づき分類。

- ・基準値(水産物においては基準値の1/2)超過が検出されたもの(凡例◎)
- ・基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)(凡例○)
- ・II 3(3)及び別添において検査対象となっているもの並びに対象品目の移動性又は管理の困難性を考慮し検査が必要なもの(凡例□)

(注2) 表中◎または○の自治体であっても、別添で検査点数を定めている場合は、別添を優先する。

(注3) 表中□の自治体のうち、別添で検査点数を定めていない場合は、○の自治体の検査点数に準じて検査を実施する。

(注4) 海産魚種(マダラに限る。)については、北海道も検査対象とする。



問5 食品の出荷制限と摂取制限の仕組みは。

答

- 1 「出荷制限」は、食品衛生法に基づく基準値を超える食品が地域的な広がりをもって見つかった場合に、放射性物質を含む食品の摂取による内部被ばくを防止するため行われます。原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から関係知事あてに指示します。この指示に基づき、関係知事は、出荷を差し控えるよう関係事業者などに要請します。
- 2 「摂取制限」は、著しく高濃度の放射性物質が検出された場合などに、「出荷制限」に加え、農作物の所有者が自己判断で食べることも差し控えることを要請するよう、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から関係知事あてに指示するものです。したがって、生産者が自ら栽培した農産物や家庭菜園で栽培された農産物を食べることも差し控える必要があります。
- 3 基準値を超えた農産物について、国が出荷制限する前などに、農協や県の独自の判断により出荷が自粛されることがあります。これらの情報は県のホームページにおいて公表されています。

参考

国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

- 1 品目
基準値を超えた品目について、生産地域の広がりがあると考えられる場合、当該地域・品目を対象とする。
- 2 区域
JAS法上の産地表示義務が県単位までであることも考慮し、県域を原則とする。ただし、県、市町村等による管理が可能であれば、県内を複数の区域に分割することができる。
- 3 制限設定の検討
 - (1) 検査結果を踏まえ、個別品目ごとに検討する。
 - (2) 制限設定の検討に当たっては、検査結果を集約の上、要件への該当性を総合的に判断する。必要に応じて追加的な検査の指示を行う。
 - (3) 基準値を超える品目について、地域的な広がりが不明な場合には、周辺地域を検査して、出荷制限の要否及び対象区域を判断する。
 - (4) 著しい高濃度の値が検出された品目については、当該品目の検体数にかかわらず、速やかに摂取制限を設定する。

原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（平成25年3月19日改正）」より



問1 野菜、果物、茶、きのこの最近の放射性物質検査は、どのような結果になっていますか。

答

1 野菜については、平成24年度に約1万8千5百点の検査を行いました。このうち基準値を超過したのは、ホウレンソウ、アシタバ、レンコン、クワイ、コマツナ各1点の合計5点(超過した割合約0.03%)でした。いずれも出荷が自粛されていましたが、その後の詳細な追加調査の結果等をもって、安全が確認できた地域では、出荷自粛が解除されています。

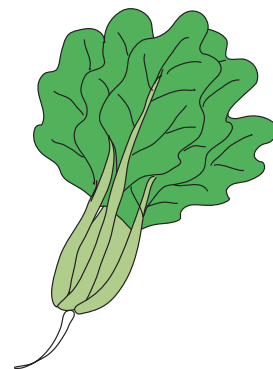
2 果物については、平成24年度に約4千5百点の検査を行いました。このうち基準値を超過したのは、ウメ2点、ブルーベリー2点、クリ6点、ユズ2点、ミカン1点の合計13点(超過した割合約0.3%)でした。これらについては、出荷制限の指示もしくは出荷の自粛が行われましたが、その後の詳細な追加調査の結果等をもって、安全が確認できた地域では、出荷制限・出荷自粛が解除されました。こうした基準値を超過した品目については、その原因の究明を進めるとともに、基準値を超過しないよう産地での取組を進めています。

3 茶(飲用)については、平成24年度に約9百点の検査を行いました。このうち基準値を超過したのは13点(超過した割合約1.5%)ですが、基準値の超過が見られた地域は、いずれも平成23年から出荷制限が指示されている地域であり、その地域で生産された茶葉が市場に出回ることはありません。なお、平成25年度は、1番茶、2番茶について約4百点の検査を行いました。基準値の超過はありませんでした(8月1日現在)。

平成23年に出荷制限が指示された地域のうち、一部地域については、平成24年以降の検査結果を踏まえて、出荷制限が順次解除されています(平成25年8月1日時点で5県44市町が解除)。

放射性物質の検査結果 (H24年度)

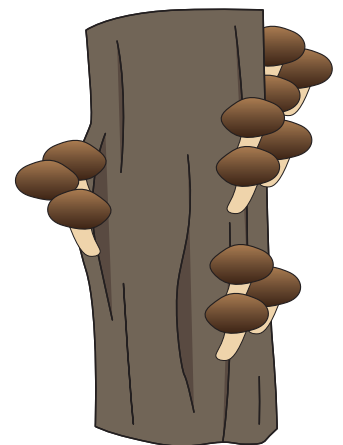
| | 検査点数 | 基準値超過 | 超過割合 |
|----|---------|-------|--------|
| 野菜 | 約18,500 | 5 | 約0.03% |
| 果物 | 約4,500 | 13 | 約0.3% |
| 茶 | 約900 | 13 | 約1.5% |





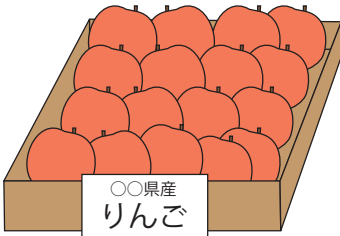
- 4 栽培されているきのこ類については、平成25年8月1日現在、原木しいたけ(露地栽培)などについて、福島県の一部地域、茨城県の一部地域、栃木県の一部地域、千葉県の一部地域、宮城県の一部地域、岩手県の一部地域において、出荷制限の指示が出されています。
- 5 現在の出荷制限等の情報については、国や県のホームページで確認してください。
(国のホームページについては、49ページ参照。)
- 6 なお、野生きのこ類に関する検査結果については、7の問1(38ページ)を、山菜に関する検査結果については、7の問2(39ページ)を、それぞれご参照ください。

(注) 検査結果の集計対象は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成24年7月12日原子力災害対策本部決定)の対象自治体の17都県。



問2 生鮮農産物の原産地表示はきちんと行われているのですか。

答



- 1 国産の生鮮農産物の原産地表示については、JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準により、都道府県名、あるいは市町村名やその他一般に知られている地名を表示することが義務付けられています。
- 2 同一県内でも区域に分けて出荷制限等が行われる中で、生産者には、市町村名や地域名を積極的に表示することが期待されます。
- 3 この表示義務に違反した場合には、JAS法に基づく指示・公表等の行政措置や刑事罰の対象となります。消費者庁では、引き続き農林水産省や都道府県と連携し、産地偽装が起こらないよう取締りに努めています。

参考

生鮮食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第514号)(抄)

(生鮮食品の表示事項)

第3条 生鮮食品(業務用生鮮食品を除く。以下この条及び次条において同じ。)の品質に関し、販売業者(販売業者以外の包装等を行う者が表示する場合には、その者を含む。以下同じ。)が表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、生鮮食品を生産(採取及び採捕を含む。以下同じ。)し、一般消費者に直接販売する場合又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。

(生鮮食品の表示の方法)

第4条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項並びに同条第2項の内容量の表示に際しては、販売業者は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 略

(2) 原産地

次に定めるところにより事実在即して記載すること。ただし、同じ種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを混合した場合にあつては当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の多いものから順に記載し、異なる種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを詰め合わせた場合にあつては当該生鮮食品それぞれの名称に併記すること。

ア 農産物

国産品にあつては都道府県名を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあつては市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、都道府県名又は原産国名の記載を省略することができる。



問3 野菜をゆでたり洗ったりすると放射線量が減りますか。家庭菜園の野菜は大丈夫ですか。

答

- 1 これまで述べたように、放射性物質濃度が食品衛生法に基づく基準値を超える食品は、出荷制限などにより流通させないことになっています。このため、市場で販売されている野菜に関し、特別な調理法を行う必要は基本的にありません。
- 2 なお、熱によって放射性物質が低減することはありませんが、独立行政法人放射線医学総合研究所によれば、「野菜を洗う、煮る(煮汁は捨てる)、皮や外葉をむく、などによって、放射性物質による汚染の低減が期待できる」とのことです。
放射性物質が特に気になる方は、参考にしてください。
- 3 家庭菜園で栽培した野菜に含まれる放射性物質の濃度は、その周辺地域で生産・出荷されているものと似かよっていると考えられます。
したがって、その所在地において出荷制限、摂取制限が行われていないかを確認した上で食べるようにしましょう。





問1 お米はきちんと検査されるのですか。

答

1 24年産米については、食品の基準値を超える米が生産・流通されないよう、23年産米の検査結果を踏まえて、

- ① 警戒区域、計画的避難区域(注)のほか、23年産米で500 Bq(ベクレル)/kg超の値が見られた地域では、作付制限、
- ② 23年産米で100 Bq(ベクレル)/kg超の値が見られた地域では、全量管理・全袋検査、
- ③ その他の地域では、抽出検査、
を行いました。

さらに、福島県では、県独自の上乗せ検査として、県下全域で全袋検査を実施しました(作付制限区域を除く)。

2 その結果、24年産米については約1千万点の検査が行われ、カリ肥料の施肥などの吸収抑制対策に取り組んだことにより、このうち基準値を超過したのは84点(超過した割合約0.0008%)でした。基準値を超過した米は出荷されず、市場には流通しませんでした。

(注) 警戒区域及び計画的避難区域は、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に再編されています(平成25年8月現在)。

| | 検査点数 | 基準値超過 | 超過割合 |
|---|---------|-------|---------|
| 米 | 約1,000万 | 84 | 0.0008% |



3 25年産米についても、作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせ、安全確保を図ります。

また、福島県では、25年度米についても県下全域で全袋検査が実施されます。

① 作付制限

帰還困難区域など、放射性セシウム濃度が基準値を超えない米が生産できることが検証されていない地域では、作付を制限します。

② 作付再開準備

避難指示解除準備区域など、今後1、2年程度で作付再開を目指す地域では、実証栽培を実施します。

③ 全量生産出荷管理

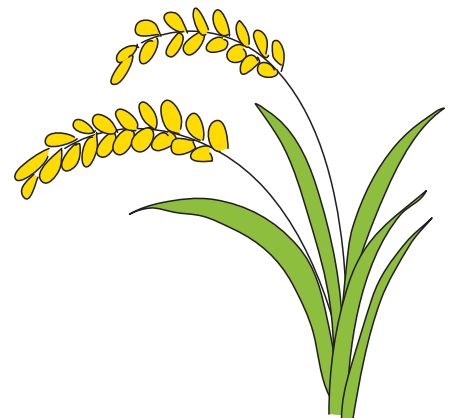
25年産から作付を再開する地域や24年産米で100 Bq (ベクレル) / kgを超える放射性セシウムが検出された地域では、ほ場ごとに吸収抑制対策等を徹底した上で、全量管理・全袋検査を実施します。

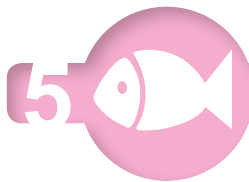
④ 全戸生産出荷管理

24年産米で50 Bq (ベクレル) / kgを超える放射性セシウムが検出された地域等では、農家ごとに吸収抑制対策等を徹底して全戸検査を実施します。

⑤ 地域単位で抽出検査

上記以外の地域では、必要に応じて吸収抑制対策等を行い、地域単位で抽出検査を実施します。





問1 食品として販売されている水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか。

答

1 国民の方々に安全な水産物を供給するため、関係都道県は、原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）が策定した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（20ページ参照）等に基づき、前年度に50 Bq（ベクレル）/kg を超えたことのある水産物や関係都道県における主要な水産物を中心として、原則週1回程度のモニタリング調査を行っています。

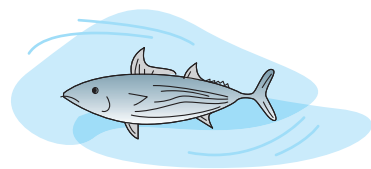
また、基準値に近い値が検出された場合には、その水産物の調査を強化することとしています。

さらに、成長の段階や季節に応じて移動する魚がいるため、水産庁では、常に関係都道県の調査結果を注視しています。もし、ある県の調査で高い値が検出された場合には、直ちに近隣県に連絡して、この魚種や生態の似ている種について調査を強化することとしています。

2 もし、海で漁獲された水産物から基準値を超える放射性セシウムが検出されれば、都道県から漁業者に対して「基準値を超えた水産物と同じ水産物を出荷しない」、あるいは「漁獲しない」ことが要請されます。現在まで、漁業者はこの要請に応じて自粛をしっかりと行っています。また、ある県沖の複数の箇所でも同じ水産物が基準値を超えるなど、汚染の広がりが認められる場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から関係都道県知事に対して出荷制限指示が行われます。

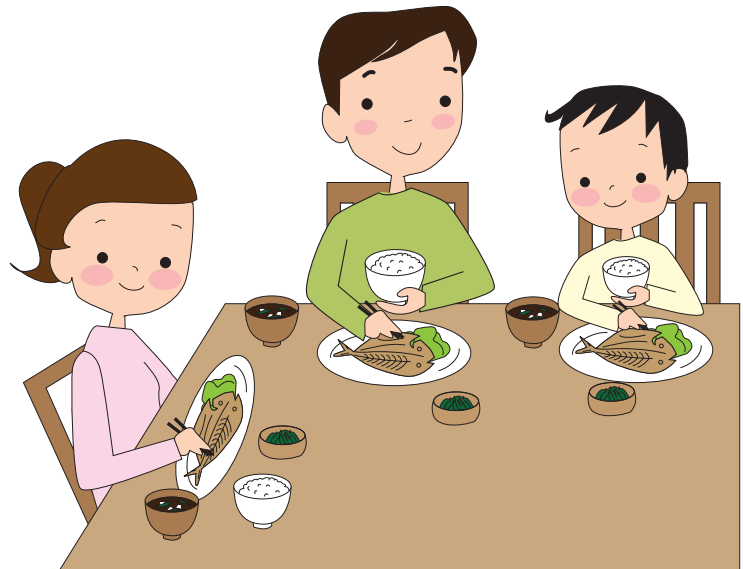
3 なお、原発事故以降、福島県沖では全ての沿岸漁業と底びき網漁業で操業を自粛しており、採取されている水産物は、放射性物質調査を行うために採取されたもので、出荷されていません（14種を対象とした試験操業※で漁獲されたものを除く。）。

ただし、カツオ、サンマは、福島第一原子力発電所から離れた、放射性物質の影響が小さいと考えられる海域を回遊することが多く、また、実際のサンプリング調査の結果でも放射性物質の影響が小さいことが確認されていることから、福島県沖を含む太平洋で漁業が行われており、福島県内の港で水揚げされることがあります。



※ 福島県沖では平成23年3月より、全ての沿岸漁業と底びき網漁業の操業を自粛していましたが、水産物の放射性物質検査の結果、安定して基準値を下回っている福島県沖のミズダコ、ヤナギダコ及びシライトマキバイ(ツブ貝の一種)の3種について、ボイル加工の上、平成24年6月～8月に試験販売を行いました。また、9月からは、スルメイカ、ヤリイカ、ケガニ、チヂミエゾボラ、エゾボラモドキ、ナガバイ及びキチジの7種、12月からはズワイガニ、アオメエソ(メヒカリ)及びミギガレイ(ニクモチ)の3種を、平成25年3月からはコウナゴ(イカナゴの稚魚)を、さらに平成25年5月からはユメカサゴ及びヤナギムシガレイを試験的な漁獲対象に追加し、生鮮又は加工の上販売を行いました。これにより、計16種で試験的な漁獲・出荷が行われています。

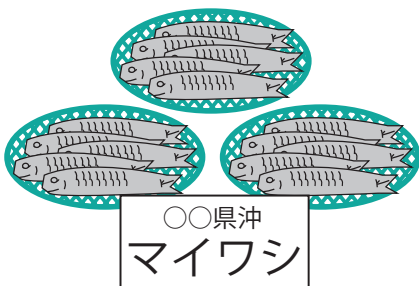
4 河川、湖沼の水産物についても、基準値を超える放射性セシウムが検出された河川等において、出荷制限等が行われており、これらの情報は国及び県のホームページで公表されています。



問2 生鮮水産物の原産地表示はきちんと行われているのですか。

答

- 1 国産の生鮮水産物の原産地表示については、JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準により、「生産した水域の名称」(水域名)を記載しなければなりません(例:茨城県沖、三陸沖、銚子沖など)。
- 2 ただし、水域をまたがって漁をする場合など、水域名の記載が困難な場合には、「水揚げした港名又はその属する都道府県名」をもって水域名の記載に代えることができることになっています。
- 3 この表示義務に違反した場合には、生鮮農産物と同様に、JAS法に基づく指示・公表等の行政措置や刑事罰の対象となります。消費者庁では、農林水産省や都道府県と連携し、産地偽装が起これないように取締りに努めています。
- 4 また、生産水域の情報に対する消費者の関心が高まっていることを踏まえ、水産庁では、東日本太平洋側で漁獲されたものを中心に、生産水域の区画及び水域名を明確化した原産地表示を奨励することとし、平成23年10月5日、関係団体、都道府県等に対し、通知を行いました。
- 5 具体的な水域区分は、回遊性魚種については、次のとおりです。
 「北海道・青森県沖太平洋」
 (「北海道青森沖太平洋」又は「北海道青森太平洋」も可)
 「三陸北部沖」
 「三陸南部沖」
 「福島県沖」
 「日立・鹿島沖」
 「房総沖」
 「日本太平洋沖合北部」(「日本太平洋沖北部」も可)





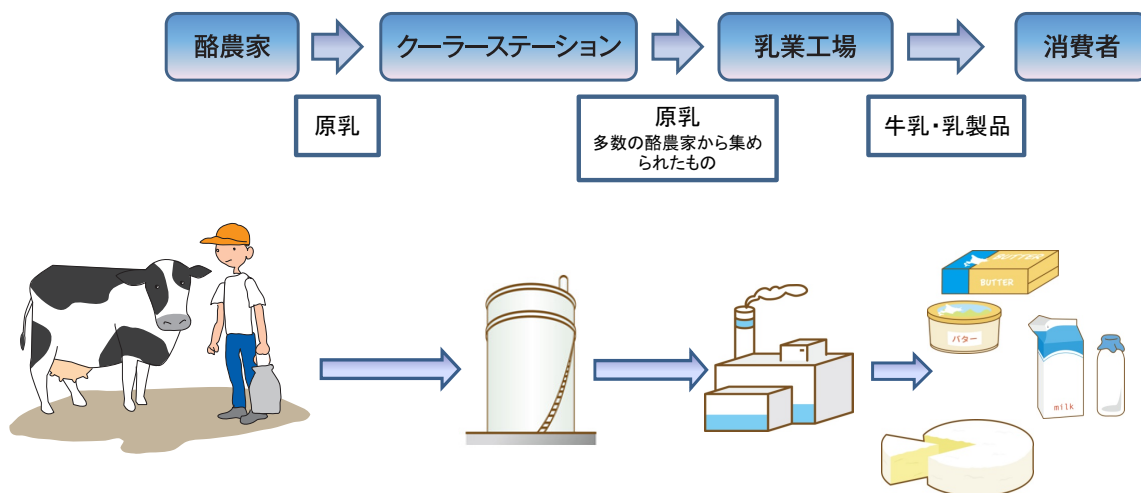
問1 原乳の検査は、どのような結果になっていますか。

答

- 1 牛乳は、安全性を確保するため、低温で管理されたまま輸送・処理されま
す。
- 2 まず、健康な乳牛から搾られた乳は、その酪農家のタンクで10℃以下に
冷却し、2日程度貯蔵されます。
その各酪農家の搾ったままの乳(原乳)をタンクローリーで集め、さらに
多数の酪農家の原乳と合わせてクーラーステーションと呼ばれる原乳の
冷蔵保管施設にいったん保管します。その後、乳業工場に輸送されるのが
一般的です。
- 3 このように、酪農家が生産する原乳は、クーラーステーションに集めら
れた後、原料として乳業工場に出荷されるので、個々の酪農家が生産した
原乳をそのまま消費者が飲むわけではありません。
したがって、消費者に提供される牛乳・乳製品の安全性を確保するた
めに、個々の酪農家ごとではなく、乳業工場における実際の処理単位である
クーラーステーション単位で放射性物質に関する検査を行っています。
- 4 原乳については、平成24年度に約2千4百点の検査を行いました。この
うち基準値を超過したものはありません。

(注) 検査結果の集計対象は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成24年7月12日原子力災害対策本部決定)の対象自治体の17都県。

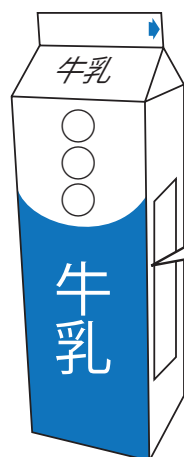
原乳から牛乳・乳製品ができるまで



問2 牛乳の表示のどこをみれば その原産地がわかるのですか。

答

- 1 牛乳・乳製品については、食品衛生法上、原乳の原産地ではなく、「乳処理場の所在地」「製造所の所在地」を表示しなければならないことになっています。
- 2 このため、消費者が牛乳・乳製品の表示を見ても、原乳の原産地を確認できない場合があります。また、季節などによっても原産地が変わることもあります。牛乳・乳製品の情報についてお知りになりたい方は、牛乳・乳製品の製造事業者（メーカー）のお客さま相談室などにお問い合わせください。
- 3 なお、地域的広がりをもって基準値を超える放射性物質が検出された場合は、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）より関係知事に対し、出荷制限などの指示が出されます。この場合、農協又は乳業者が、クーラーステーションへの出荷段階又は乳業工場への出荷段階で、原乳の出荷者名や地域の確認を行うこととなっています。したがって、出荷制限等の対象地域の原乳が、牛乳・乳製品の原料として使用されることはありません。



| | | |
|-----------|--------------------------------------|----|
| 種 類 別 名 称 | 牛乳 | 公正 |
| 商 品 名 | 〇〇〇牛乳 | |
| 無脂乳固形分 | 8.3% 以上 | |
| 乳 脂 肪 分 | 3.5% 以上 | |
| 原 材 料 名 | 生乳 100% | |
| 殺 菌 | 130℃ 2 秒間 | |
| 内 容 量 | 1,000ml | |
| 賞 味 期 限 | 上部に記載 | |
| 保 存 方 法 | 10℃以下で保存してください。 | |
| 開封後の取扱 | 開封後は、賞味期限にかかわらず、 できるだけ早めにお飲みください。 | |
| 製造所所在地 | 東京都〇〇区〇〇町〇〇 | |
| 製 造 者 | 〇〇牛乳株式会社 〇〇工場 | |

問3 肉や卵の検査は、 どのような結果になっていますか。

答

- 1 牛肉については、平成24年度は、7県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県)で全戸検査を実施し、さらに、出荷制限が指示された4県(福島県、宮城県、岩手県、栃木県)では、一部の農家において、全頭検査を行い、安全性を確認した上で市場に流通させました。
- 2 牛肉への放射性物質の基準値の適用は平成24年10月1日からでしたが、それまでの間であっても、と畜後に基準値の100Bq(ベクレル)/kgを超過する牛肉が見つかった場合には、当該牛肉の出荷・販売を自粛するよう要請を行いました。
平成24年度については、約15万点の検査を行いました。このうち100 Bq(ベクレル)/kgを超過したのは6点(経過措置期間を含む。)でした。
- 3 豚肉、鶏肉、卵やその他の畜産物については、平成24年度に約1千7百点の検査を行いました。このうち、基準超過は2点(豚肉、馬肉)でした。これらの肉も、出荷自粛を要請し、市場には流通しませんでした。

(注) 検査結果の集計対象は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成24年7月12日原子力災害対策本部決定)の対象自治体の17都県。



| | 検査点数 | 基準値超過 | 超過割合 |
|--------------------------------|----------|-------|---------|
| 牛肉 | 約150,000 | 6 | 約0.004% |
| 豚肉・ 鶏肉・ 卵その他 の畜 産物 | 約1,700 | 2 | 約0.12% |

問4 飼料はどのように管理されているのですか。

答

1 家畜には、飼料として穀物やその副産物などが与えられています。さらに、牛などには、牧草(生、乾草)やサイレージ(牧草を発酵したもの)、稲わらなど(これらは粗飼料と呼ばれます。)も与えられます。

2 牛乳、肉、卵などの畜産物に含まれる物質は、主にこれらの飼料に由来するため、安全な畜産物を生産・供給するためには、出荷される畜産物に含まれる放射性物質が食品衛生法に基づく基準値を超えることのないように、飼料中の放射性セシウムを抑制する必要があります。

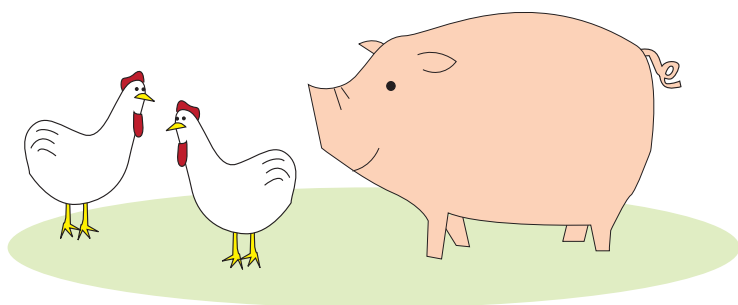
このため、飼料から畜産物へ放射性セシウムがどのように移行するのかといったこれまでに実施した試験データを活用して、以下のとおり飼料を与える家畜の種類毎に、飼料の放射性セシウムの目安(暫定許容値)を定め、この目安を超える飼料を給与しないよう指導しています。

参考 飼料の放射性セシウムの暫定許容値

| | |
|-----------|------------------|
| 牛、馬用飼料 | 100 Bq(ベクレル) /kg |
| 豚用飼料 | 80 Bq(ベクレル) /kg |
| 家きん(鳥)用飼料 | 160 Bq(ベクレル) /kg |
| 養殖魚用飼料 | 40 Bq(ベクレル) /kg |

(製品重量※、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース)

※ 製品重量とは、配合飼料等家畜に給与される製品段階の重量です。





問1 野生きのこについて、
検査はどうなっていますか。

答

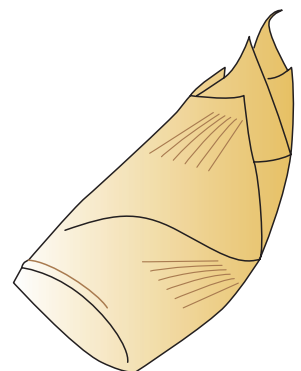
- 1 野生きのこ類については、自治体が放射性物質の検査を行い、取りまとめられた検査結果は、厚生労働省より公表されています。
- 2 平成23年に一部地域の野生きのこから、暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたため、林野庁は、野生きのこを採取する方に対して、採りに行く前に野生きのこの検査結果や森林に関する情報などに御留意いただくよう、注意喚起を行いました(平成25年8月に更新)。
- 3 平成25年8月1日現在、福島県の一部地域、青森県の一部地域、岩手県の一部地域、宮城県の一部地域、栃木県の一部地域、群馬県の一部地域、埼玉県の一部地域、山梨県の一部地域、長野県の一部地域、静岡県の一部地域では、出荷制限や摂取制限の指示が出されています。また、茨城県の一部地域、新潟県の一部地域では、県により出荷自粛が要請されています。
これらの情報は林野庁や県のホームページで公表されています。これらの地域では、野生きのこを採取することを控えてください。



問2 山菜について、 検査はどうなっていますか。

答

- 1 たけのこ、たらのめ、わらび、ふきのとう、くさそてつ(こごみ)などの山菜については、自治体が放射性物質の検査を行い、とりまとめられた検査結果は、厚生労働省より公表されています。
- 2 平成23年に一部地域の山菜から、暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたため、平成24年春の山菜のシーズンを迎えるにあたり、林野庁は、野生の山菜を採りに行かれる方に対して、採りに行く前に山菜の検査結果や森林に関する情報などにご留意いただくよう、注意喚起を行いました(平成25年4月に更新)。また、農林水産省からも、直売所等での山菜の販売に当たっての留意点が出されています。
- 3 平成25年8月1日現在では、一部の山菜について、福島県の一部地域、茨城県の一部地域、栃木県の一部地域、千葉県の一部地域、宮城県の一部地域、岩手県の一部地域において、出荷制限の指示が出されています。
また、福島県の一部地域、岩手県の一部地域、宮城県の一部地域、茨城県の一部地域、群馬県の一部地域、千葉県の一部地域、栃木県の一部地域、山形県の一部地域、秋田県の一部地域、長野県の一部地域でも、県により出荷自粛が要請されています。
これらの情報は県のホームページで公表されています。これらの地域では、山菜を採取することを控えてください。





問3 いのししなどの野生鳥獣について、 検査はどうなっていますか。

答

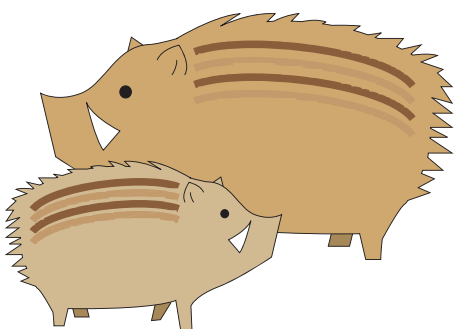
- 1 いのしし、しか、くまなどの野生鳥獣の肉については、自治体が放射性物質の検査を行い、取りまとめられた検査結果は、厚生労働省より公表されています。
- 2 平成23年度は、福島県産、宮城県産、栃木県産及び茨城県産のいのししなどの野生獣の肉から、暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。平成24年度も17都県を中心に野生鳥獣の肉の放射性物質検査を行い、いのしし、しか、くま、やまどりなどの肉から基準値を超える放射性セシウムが検出されました。
- 3 平成25年8月1日現在では、以下の地域・品目で出荷制限・摂取制限の指示が出されています。また、その他の地域・品目でも、県の判断により出荷が自粛されることがあります。これらの情報は、県のホームページで公表されています。

【出荷制限】

- 福島県：いのしし、かるがも、きじ、のうさぎ、やまどり
- 福島県の一部地域：くま
- 栃木県：いのしし(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉を除く。)、しか
- 茨城県：いのしし(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉を除く。)
- 宮城県：いのしし、くま
- 岩手県：しか、くま、やまどり
- 山形県：くま
- 群馬県：いのしし、しか、くま、やまどり
- 新潟県：くま(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
- 千葉県：いのしし(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉を除く。)

【摂取制限】

- 福島県の一部地域：いのしし

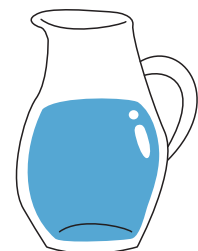




問1 水道水に含まれる放射性物質の「管理目標」とはどのようなものですか。

答

- 1 ペットボトル入りなどの飲料水について食品衛生法に基づく放射性物質の基準値が設定されたことを踏まえ、水道水中の放射性物質に関する管理目標は、水道施設の濁度管理の目標値として、飲料水の基準値と同じ放射性セシウム10Bq(ベクレル)/kgと定められています。
- 2 水道水から管理目標値を超過する放射性セシウムが検出された場合には、直ちに原因の究明を行い、再検査や濁質の除去機能の確認をするとともに、水道利用者に周知することになっています。
- 3 世界保健機関 (WHO) では、管理目標値を超過することが飲用不適を意味するものではなく、原因究明等の契機であるとしています。しかし、管理目標値を長期間超過することが見込まれる場合は、水道水の安全・安心に万全を期すため、原因となった水道水源からの他の水道水源への振替、摂取制限等の措置を行います。





問2 水道水について、きちんと検査が行われているのですか。

答

1 各都道府県において水道水の放射性物質の検査が行われています。

2 福島第一原子力発電所の事故を受けて、放射性セシウム及び放射性ヨウ素の検査を行いました。放射性ヨウ素は半減期が短く、平成23年7月15日以降食品からの検出報告がないことも踏まえ、平成24年4月からは放射性セシウムを対象としたモニタリングを行っています。表流水(※)や表流水の影響を受ける地下水を利用する場合は、1週間に1回以上、また、表流水の影響を受けない地下水を利用する場合は、1か月に1回以上を目途に検査しています。

十分な検出感度による水質検査によっても、3か月連続して水道水又は水道原水から放射性セシウムが検出されなかった場合、以降の検査は3か月に1回に減らすことができます。

※ 表流水とは、河川、湖沼の水のように地表にある水のこと。

3 厚生労働省は、次の地域・事業者に対しては、水道水や水道原水中の放射性セシウムの放射能のデータを収集し、十分な検出感度でのモニタリング結果を集積することを求めています。

- 福島県及びその近隣の10都県(宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県)
- 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染特別地域及び汚染状況重点調査地域の水道事業者及び水道用水供給事業者(ただし、本州から地理的に離れ、水道水源が独立している島嶼部の水道事業者等を除く。)

4 これらのモニタリング検査の結果を見ると、水道水(浄水)については平成23年6月以降、水道原水については平成23年5月以降、10 Bq(ベクレル)/kgを超える放射性セシウムは検出されていません。

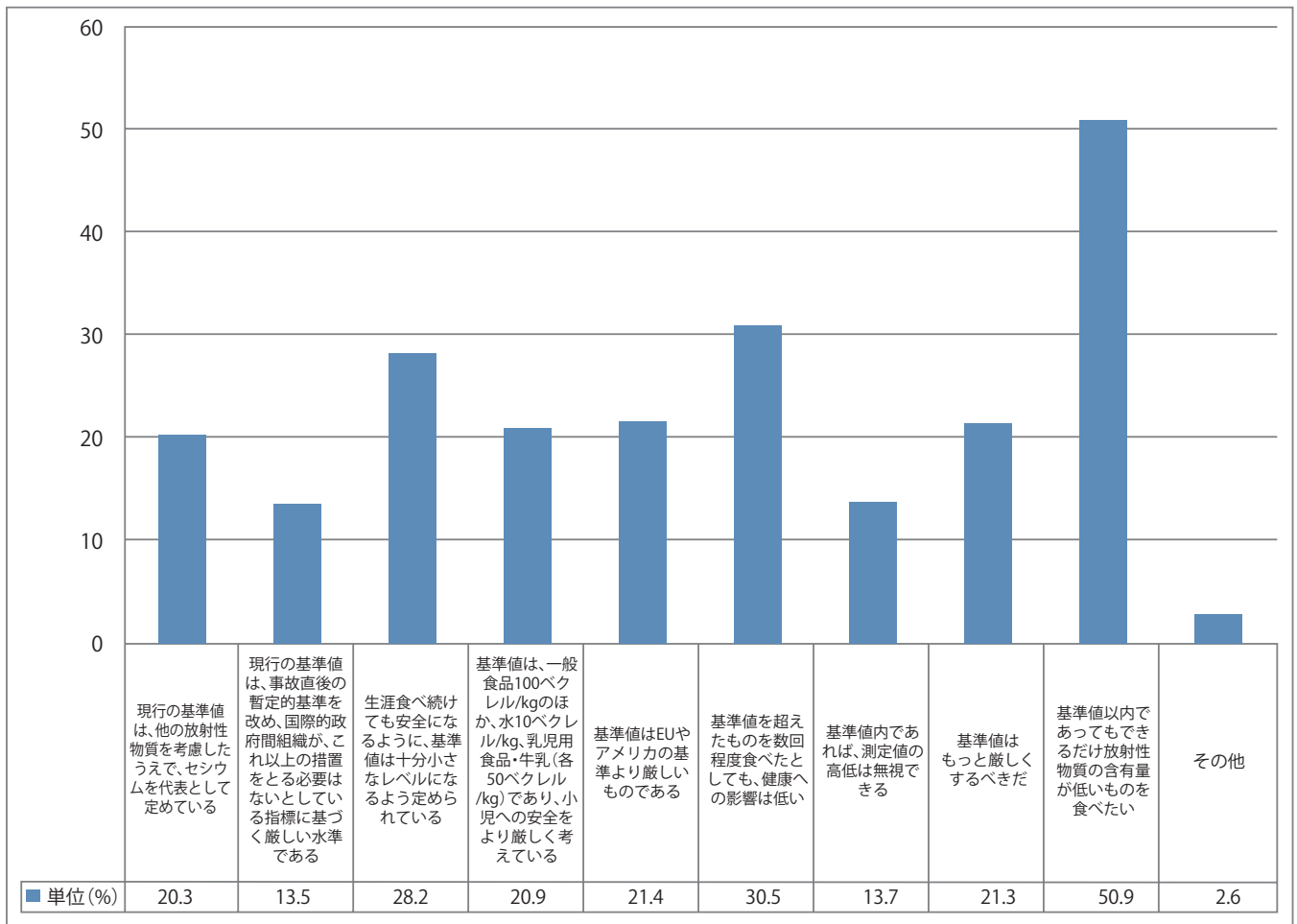
5 なお、モニタリングの結果、管理目標値を長期間超過することが見込まれる場合は、摂取制限等が行われます(41ページ参照)。



消費者庁では、平成25年2月に、インターネットを活用して被災地域及び都市圏の消費者を対象とした意識調査を行い、5千人強から回答をいただきました。平成25年3月11日に公表した調査結果の一部を御紹介します。

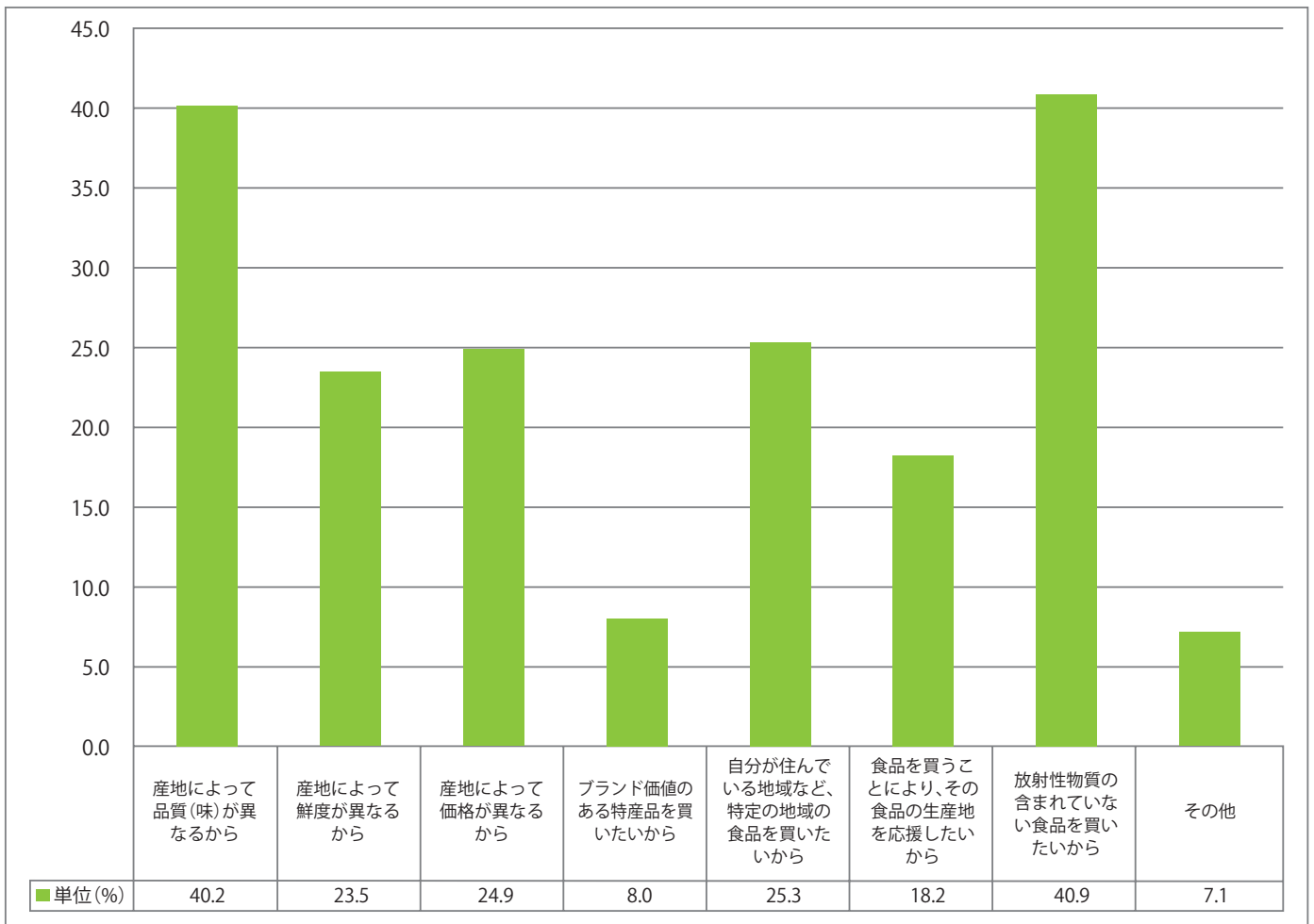
食品中の放射性物質は基準値以内のものであれば安全ですが、「基準値以内であってもできるだけ放射性物質の含有量が低いものを食べたい」との回答が50.9%ありました。また、「基準値を超過したものを数回食べても健康影響は低いことを知っている(思っている)」が30.5%、「基準値は十分小さなレベルになるよう定められている」との回答が28.2%でした。

Q 食食品中の放射性物質の基準について、知っていることや思っていることを教えてください。
(回答はいくつでも) (N=5176)



食品購入時に産地を「気にする」「どちらかと言えば気にする」と答えた約3千5百人に聞くと、その理由は、「放射性物質の含まれていない食品を買いたいから」が40.9%、「産地によって品質(味)が異なるから」が40.2%でした。

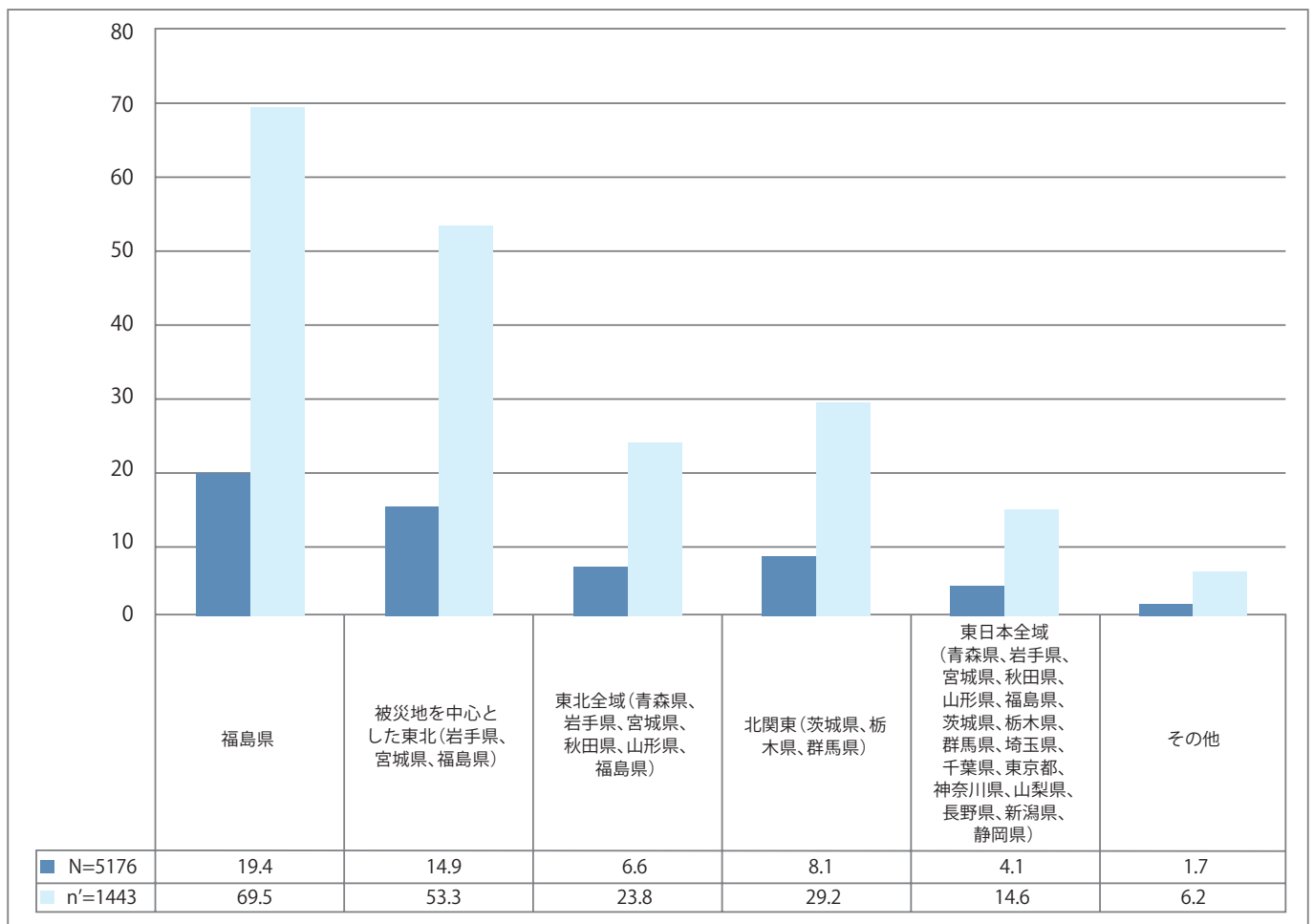
Q あなたが、その食品がどこで生産されたかを気にされるのは、どのような理由からでしょうか。
(回答はいくつでも) (n=3531)



食品の購入をためらう産地を聞いたところ、福島県産品の購入をためらう方は、全体回答者約5千人の約2割(19%)、被災三県(福島県、宮城県及び岩手県)産品の購入をためらう方は全体の1割程度(15%)でした。

Q 食品を買うことをためらう産地を次の中から選んでください。

(回答はいくつでも) (N=5176, n'=1443)



詳しい結果は、消費者庁ホームページをご覧ください。



問1

私たちは、毎日の暮らしの中で、食品からどのくらいの放射性セシウムを取り込んでいるのですか。

答

1 生産地での放射性物質の低減対策に加え、基準値を超えた食品を流通させないためのモニタリング検査等によって、私たちの食卓の安全は守られています。

一方で、私たちが毎日食べている食品から、実際にどの程度放射性セシウムの影響を受けているのかといった実態を調べることは、これらの対策の効果を検証するためだけでなく、消費者の一層の安心のためにも重要です。

2 厚生労働省では、平成24年2月から3月にかけて全国各地で、実際に流通する食品を購入し、そのままの状態又は摂取する状態に加工・調理した後の放射性セシウムの量を精密に測定し、国民健康・栄養調査の摂取量平均に基づいて、平均的な食生活をしたときに追加的に受ける放射線量を推計しました(マーケットバスケット(MB)方式、48ページ参照)。あわせて、同年3月から5月に一般家庭で実際に調理された食事を収集し、含まれる放射性セシウムの量を精密に測定し、食品中の放射性セシウムから受ける線量を推計しました(陰膳方式、48ページ参照)。

3 これらの調査結果によれば、いずれの方法でも、1年間で食品中の放射性セシウムから受ける線量は、食品衛生法に基づく基準値を設定した際の根拠とした線量である1 mSv(ミリシーベルト)/年の1%(0.01 mSv(ミリシーベルト)/年)を下回りました。

これらの結果は、食品中に含まれる自然の放射性物質である放射性カリウムからの線量(約0.2 mSv(ミリシーベルト)/年)と比較しても数十分の1と低いものです。

4 また、MB方式の調査は東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故直後の平成23年9月から11月にかけて購入した食品でも行われており、両方の調査対象となっている福島県(中通り)の結果を見ると、事故直後(0.0193 mSv(ミリシーベルト)/年)と比べて線量の値が大きく減少しました(中通り:0.0066 mSv(ミリシーベルト)/年)。



5 こうした調査結果から、現在、生産者や流通・加工関係者、地方自治体が取り組んでいる食品中の放射性物質に関する管理措置が効果を発揮しており、消費者の皆さまが日常の食生活から摂取する放射性セシウムは、安全に配慮して定められた食品衛生法の基準値や、原発事故に関わらず摂取している自然の放射性物質と比べても少量であるといえます。

今後とも、消費者の安全・安心を確保する観点から、こうした管理措置を続けていきます。

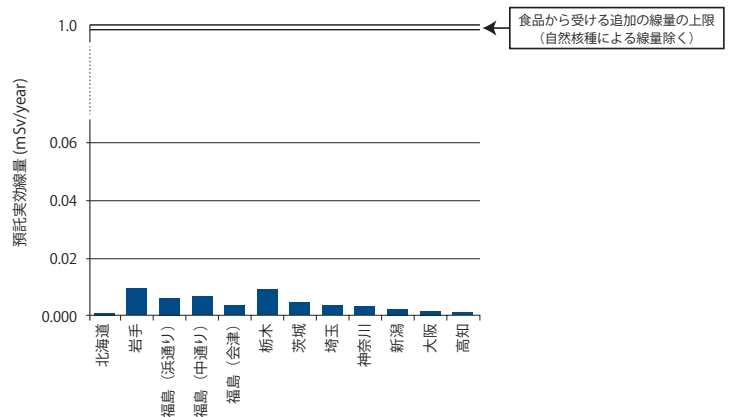
【食品からの放射性物質の摂取量】

<表1 MB 試料による放射性セシウム及び放射性カリウムの年当たり預託実効線量>

| 地域 | 放射性セシウム (mSv/year) | 放射性カリウム (mSv/year) |
|---------|-----------------------|-----------------------|
| 北海道 | 0.0009 | 0.157 |
| 岩手 | 0.0094 | 0.202 |
| 福島(浜通り) | 0.0063 | 0.186 |
| 福島(中通り) | 0.0066 | 0.189 |
| 福島(会津) | 0.0039 | 0.179 |
| 栃木 | 0.0090 | 0.180 |
| 茨城 | 0.0044 | 0.194 |
| 埼玉 | 0.0039 | 0.175 |
| 神奈川 | 0.0033 | 0.156 |
| 新潟 | 0.0023 | 0.167 |
| 大阪 | 0.0016 | 0.160 |
| 高知 | 0.0012 | 0.177 |

※Bq から Sv への換算には、ICRP Publication72 の成人の預託実効線量係数 (Sv/Bq) を用いた。

<図1 MB 試料による放射性セシウムの年当たり預託実効線量>

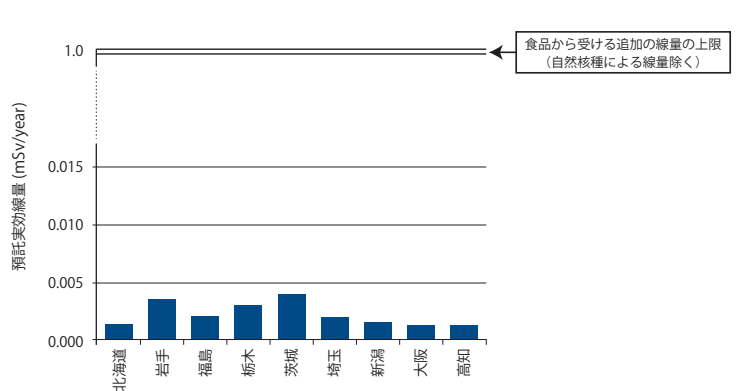


<表2 陰膳試料から推定した放射性セシウム及び放射性カリウムの年当たり預託実効線量>

| | 放射性セシウム (mSv/year) | | 放射性カリウム (mSv/year) 平均値 |
|-----|-----------------------|-------------|------------------------------|
| | 平均値 | 90 パーセンタイル値 | |
| 北海道 | 0.0013 | 0.0018 | 0.208 |
| 岩手 | 0.0035 | 0.0075 | 0.201 |
| 福島 | 0.0022 | 0.0035 | 0.187 |
| 栃木 | 0.0030 | 0.0078 | 0.204 |
| 茨城 | 0.0039 | 0.0091 | 0.214 |
| 埼玉 | 0.0018 | 0.0043 | 0.174 |
| 新潟 | 0.0015 | 0.0022 | 0.170 |
| 大阪 | 0.0012 | 0.0016 | 0.166 |
| 高知 | 0.0012 | 0.0016 | 0.196 |

※Bq から Sv への換算には、年代別に ICRP Publication72 の預託実効線量係数 (Sv/Bq) を用いた。

<図2 陰膳試料から推定した地域別放射性セシウムの年当たり預託実効線量の平均値>



出典：厚生労働省HP「食品からの放射能物質の摂取量の測定結果について」



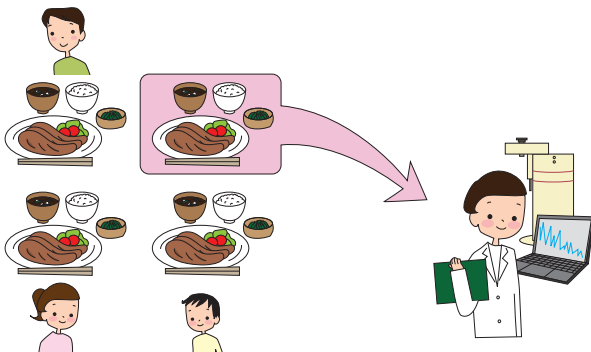
マーケットバスケット (MB) 方式
(流通食品での調査)

* 1 マーケットバスケット試料(MB試料)

種々の有害物質の一日摂取量を推定するための試料作製方式の1つ。マーケットバスケット方式では、日本人の平均的な食事を再現したモデル試料を作成する。厚生労働省は、国民の身体状況、栄養素等摂取量を明らかにし、国民の健康増進を図るために、毎年国民健康・栄養調査を実施している。この調査では、3000世帯以上に依頼して、1日に食べた食品全ての重量を調査票に記入していただいている。このデータを集計することにより、個々の食品の1日摂取量の平均値を求めることができる。食品をそれぞれの1日摂取量の比率に従って混合すれば、一日の平均的な食事となるが、全ての食品を含めた単一試料は、調製することも分析することも困難であるので、食品をその性質によって14の群に分類し、14試料で1セットのマーケットバスケット試料となる。米及び飲料水以外の群は、それぞれに10以上の食品を含めるので、マーケットバスケット試料全体としては200種類以上の食品を含むことになる。また、国民健康・栄養調査データを地域別、年齢層別等に解析して、当該グループの食品摂取量の平均値を求めることにより、それぞれのマーケットバスケット試料を作製することが可能である。

食品群ごとに含める食品とその重量を決定した後、小売店などで食品を購入し、通常の食事の形態に従った簡単な調理を行う。調理としては、水で煮る、フライパンで焼く等が行われるが、油脂の群、調味料の群が含まれているので、油で揚げる、調味するといった調理は行わない。調理した食品は、摂取量に従って採取し、混合・均一化する。

マーケットバスケット方式では、平均的な食事試料を作成しているので、化学物質摂取量の平均値のみが求められ、摂取量の分布は得られない。一方、食品群別に一日摂取量が得られることから、対象とする化学物質の主要な摂取源となる食品群を特定することが可能である。



陰膳方式
(家庭の食事での調査)

* 2 陰膳試料

種々の有害物質の一日摂取量を推定するための試料作製方式の1つ。陰膳方式では、一般家庭から特定の個人の1日分の食事を実際に集め、1日分を混合・均一化して試料とする。実際の食事を使用するため、地域、年齢に加えて個人の嗜好等も反映された試料となる。多数の性質の異なる食品を混合するため、食品群毎に分かれているMB試料よりも測定は難しい。また、大量の飲料水、嗜好飲料等が含まれるために分析対象物質の濃度が低くなる。

十分に多数の陰膳試料があれば、摂取量の平均値、標準偏差、パーセントイル値等の統計量も推定できる。食事内容の詳細なデータが得られれば、解析により摂取源を特定できる可能性はあるが、一般的には困難である。

1. 関係省庁等

| | |
|---|--|
| ○ 官邸ホームページ | 官房長官記者発表 http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/ |
| ○ 原子力災害対策本部 | 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(平成25年3月19日改正)」 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002xsm1.html |
| ○ 独立行政法人国立印刷局 | 官報(平成24年3月15日第5760号) |
| ○ 内閣官房 | 「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」 http://www.cas.go.jp/jp/genpatsujiko/info/twg/111222a.pdf |
| ○ 原子力規制委員会ホームページ (電話番号:03-3581-3352(代表)) | 「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」 (昭和51年9月28日原子力委員会決定、平成13年3月29日一部改訂) http://www.nsr.go.jp/archive/nsc/shinsashishin/pdf/1/si016.pdf |
| ○ 食品安全委員会ホームページ (電話番号:03-6234-1166(代表)) | 食品中の放射性物質に関する情報 http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/radio_hyoka.html 「食の安全性に関する用語集」 http://www.fsc.go.jp/yougoshu/yougoshu.html |
| ○ 厚生労働省ホームページ (電話番号:03-5253-1111(代表)) | 「東日本大震災関連情報(食品・水道)」 http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/suidou.html 食品中の放射性物質の新たな基準値 http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/leaflet_120329.pdf http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/leaflet_120329_d.pdf (ダイジェスト版) 食品中の放射性物質の基準値についての概要 http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/20130417-1.pdf 「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」 (平成24年3月15日食安発0315第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長) http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/tuuchi_120316.pdf 食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて(平成24年7月5日厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長・監視安全課長通知) http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/120412_2.pdf 平成24年2月24日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会及び薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会合同会議資料 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000023pe7.html 「農畜水産物等の放射性物質検査について」 (平成25年3月19日食安発0319第2号厚生労働省医薬食品局食品安全部長) http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002xqoq-att/2r9852000002xqxc.pdf |

○ 厚生労働省ホームページ
(電話番号:03-5253-1111(代表))

地方自治体における検査計画について
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002xqoq.html>

「野生キノコの放射性物質検査等について」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002j3b0-att/2r9852000002j3co.pdf>

「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」
(平成24年3月5日健水発0305第1号厚生労働省健康局水道課長)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000018ndf-att/2r98520000024jgv.pdf>

別紙「水道水中の放射性物質に係る指標の見直しについて」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000018ndf-att/2r98520000024of2.pdf>

○ 農林水産省ホームページ
(電話番号:03-3502-8111(代表))

東日本大震災に関する情報
<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/index.html>

農畜水産物等に含まれる放射性物質の検査結果
<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/index.html>
「よくあるご質問と回答」(生産関係)
http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s_seisan.html
水産物についてのご質問と回答(放射性物質調査)
http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/Q_A/index.html

「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/supply.html>

「「25年産米の作付等に関する方針」について」(平成25年1月29日)
http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/kokumotu/130129_1.html

「25年産米に関する作付制限等の指示について」(平成25年3月19日)
<http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/kokumotu/130319.html>

「24年産稲の作付制限及び事前出荷制限の指示について」(平成24年4月5日)
<http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/kokumotu/120405.html>

「24年産米における事前出荷制限の一部解除について」(平成24年7月26日)
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/shukka.html>

「東日本太平洋における生産水域名の表示方法について」(平成23年10月5日)
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kakou/pdf/111005-02.pdf>

「野生きのこの採取にあたっての留意点」
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/kinoko/tyuui.html>

「山菜採取にあたっての留意点」
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/kinoko/sansai.html>

「直売所等での山菜の販売にあたっての留意点」
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gizyutu/tisan_tisyo/index2.html

-
- 消費者庁ホームページ
(電話番号:03-3507-8800(代表))

「東日本大震災についてのお知らせ」
食品と放射能に関する消費者理解の増進
食の安全に関する情報
<http://www.caa.go.jp/jisin/index.html>

「生鮮食品品質表示基準」
http://www.caa.go.jp/jas/hyoji/pdf/kijun_01.pdf

食品と放射性物質に関するリスクコミュニケーション等について
http://www.caa.go.jp/jisin/r_index.html

2. 関係機関、学会等

-
- 放射線科学センター
ホームページ

「暮らしの中の放射線」
<http://rcwww.kek.jp/kurasi/index.html>

-
- 独立行政法人放射線医学
総合研究所ホームページ

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故関連情報
<http://www.nirs.go.jp/information/info2.php>

-
- 一般財団法人 高度情報科学
技術研究機構 (RIST) ホームページ

「原子力百科事典ATOMICA」
<http://www.rist.or.jp/atomica/>

-
- 北陸電力ホームページ

私にも分かるように、説明して！の声に応える 放射線のこと
<http://www.rikuden.co.jp/tousyataiou/housyasen.html>

-
- 関西電力ホームページ

「プルサーマル計画プルトニウムは有害物質なのですか」
<http://www.kepco.co.jp/plu/25.html>



〒100-6178 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー
TEL 03(3507)8800(代表)
URL <http://www.caa.go.jp>

平成25年9月2日(第8版)
平成23年5月30日(初版)